

富良野市子ども・子育て支援事業計画
(富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画)

(素案)

平成27年1月

富良野市

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育て環境の状況	7
1. 人口	8
2. 次世代育成支援地域行動計画の進捗状況	9
3. ニーズ調査結果の概要	11
(1) 調査の概要	11
(2) (回答者)子どもの属性	12
(3) 調査結果の概要	13
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 計画の基本理念	30
2. 基本的視点	31
3. 基本目標	32
4. 施策の体系	34
第4章 計画の目標と提供体制の確保策	35
1. 教育・保育の提供区域	36
2. 「量の見込み」の算出のための基本事項	37
(1) 「量の見込み」の算出のための推計児童数	37
(2) 「量の見込み」の算出のための潜在家庭類型	38
3. 教育・保育	39
(1) 教育・保育の量の見込み	39
(2) 「提供体制」の確保策	40
4. 地域子ども・子育て支援事業	43
(1) 利用者支援に関する事業(利用者支援)	45
(2) 時間外保育事業(延長保育事業)	46
(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	47
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	48
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	49
(6) 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業	50
(7) 地域子育て支援拠点事業	51
(8) 一時預かり事業	52
(9) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	53
(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	54
(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業(妊婦健診)	56

5 . 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	57
6 . その他の事項	58
(1)産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	58
(2)子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携	58
(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	59
第5章 目標実現のための施策	62
基本目標 1 地域における子育ての支援	63
基本施策 1 子どもの権利に関する住民の意識の醸成	63
基本施策 2 地域における子育て支援サービスの充実	64
基本施策 3 保育サービスの充実	66
基本施策 4 子育て支援のネットワークづくり	68
基本施策 5 児童の健全育成	69
基本施策 6 経済的負担の軽減	71
基本目標 2 母性と乳幼児などの健康の確保と増進	72
基本施策 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	72
基本施策 2 食育の推進	74
基本施策 3 思春期保健対策の充実	75
基本施策 4 小児医療の充実	76
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備	77
基本施策 1 次代の親の育成	77
基本施策 2 学校の教育環境の整備	78
基本施策 3 家庭や地域の教育力の向上	79
基本施策 4 子どもの読書推進プラン 教育委員会（図書館）	80
基本施策 5 環境に配慮した取組み	83
基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	84
基本施策 1 子育てに配慮した居住環境の整備	84
基本施策 2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	85
基本施策 3 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	86
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）	87
基本施策 1 仕事と子育ての両立の推進	87
基本目標 6 社会的支援を必要とする児童へのきめ細かな対応の推進	88
基本施策 1 児童虐待防止対策の充実	88
基本施策 2 発達に遅れや心配のある子どもへの支援	89
基本施策 3 ひとり親家庭への支援	91
基本施策 4 児童養護施設への支援	92
第6章 計画の推進	94
1 . 計画の推進体制	95
2 . 計画の進行管理	96

第 1 章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)に基づく新たな子ども・子育て支援の制度(以下「子ども・子育て支援新制度」という。)のもとで、教育・保育、子育て支援を充実し、計画的に給付・事業を実施するために「富良野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える新しい地域社会をつくるため、平成 22 年 3 月に「富良野市次世代育成支援地域行動計画・後期計画」を策定し、子育て支援施策を推進してきました。「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間延長となったことから、「富良野市次世代育成支援第 3 期地域行動計画」を継続することとし、本計画では両計画を一体化して策定します。

「富良野市子ども・子育て支援事業計画」と「富良野市次世代育成支援第 3 期地域行動計画」の両計画を合わせて、以下、「本計画」という。

2. 計画の位置づけ

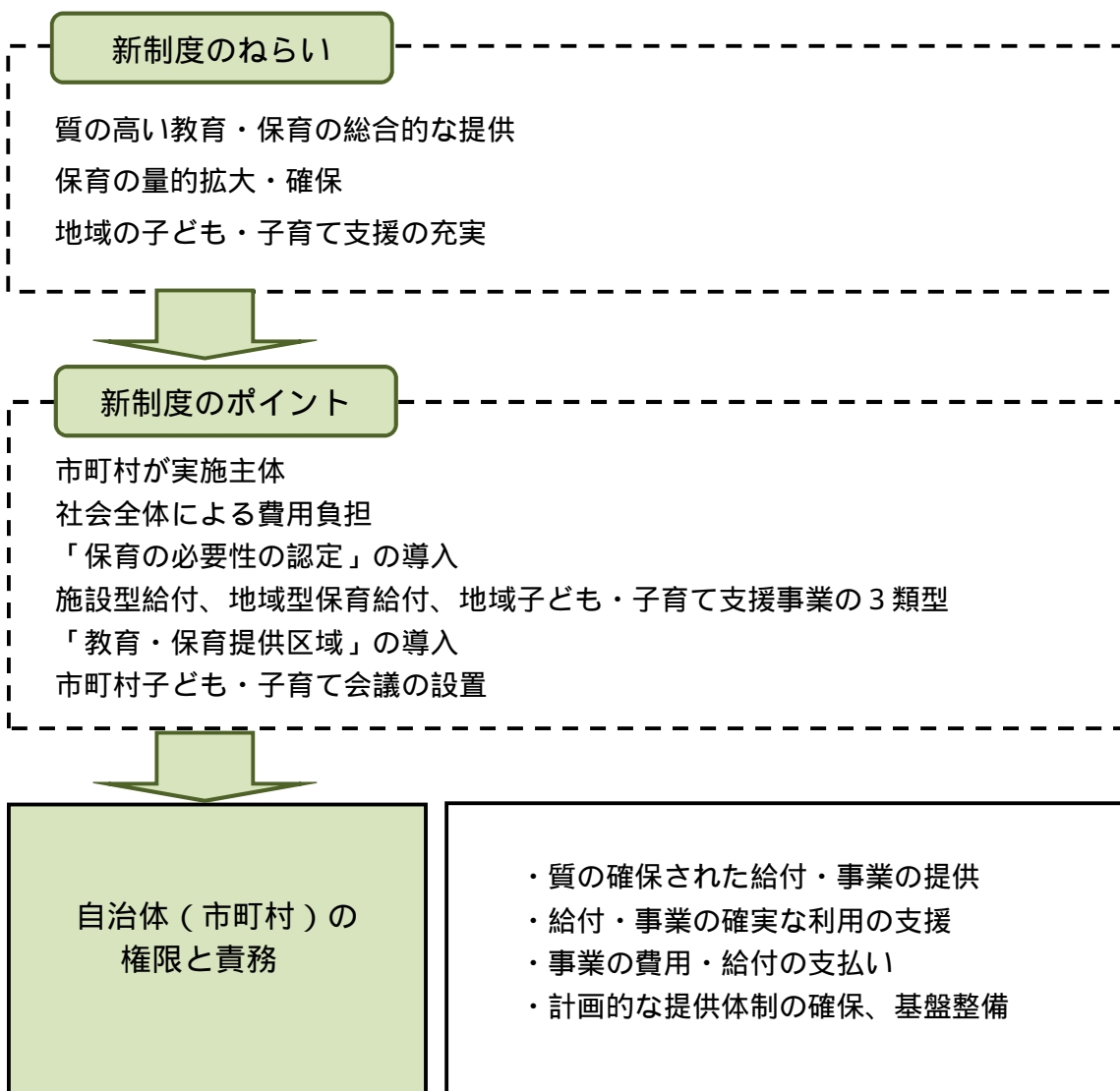
本計画は、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「富良野市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、教育・保育の一体的提供・推進策、次世代育成支援地域行動計画で実施してきたワーク・ライフ・バランスや他分野(まちづくり・福祉)の事業との連携などの展開を含めて記載します。本計画において、「子ども」とは、概ね 18 歳未満とします。

	富良野市次世代育成支援 第 3 期地域行動計画	富良野市子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格 特徴	全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 「富良野市総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画 次世代育成支援地域行動計画(前期)・(後期)を第 1 期・2 期とし、今回の計画を第 3 期としました。	待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画 予算の恒久的確保を前提として対応事業のメニュー化

「子ども・子育て支援新制度」で求められているもの

新しい制度では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市町村が、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されました。

そのため、本計画の策定にあたっては、教育・保育、地域の子育て支援について、地域のニーズを十分に把握したうえで、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現が求められています。



3．計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、平成27年度から平成31年度とします。一体的に策定する「次世代育成支援第3期行動計画」の計画期間も同様に5年間とし、平成27年度から平成31年度とします。状況の変化により、必要に応じ見直します。

4．計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「富良野市子ども・子育て会議」にて委員の意見を聴取して策定します。

同会議では、市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）および施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査審議します。

具体的な調査審議の内容

潜在的なものを含め教育・保育、子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか）。

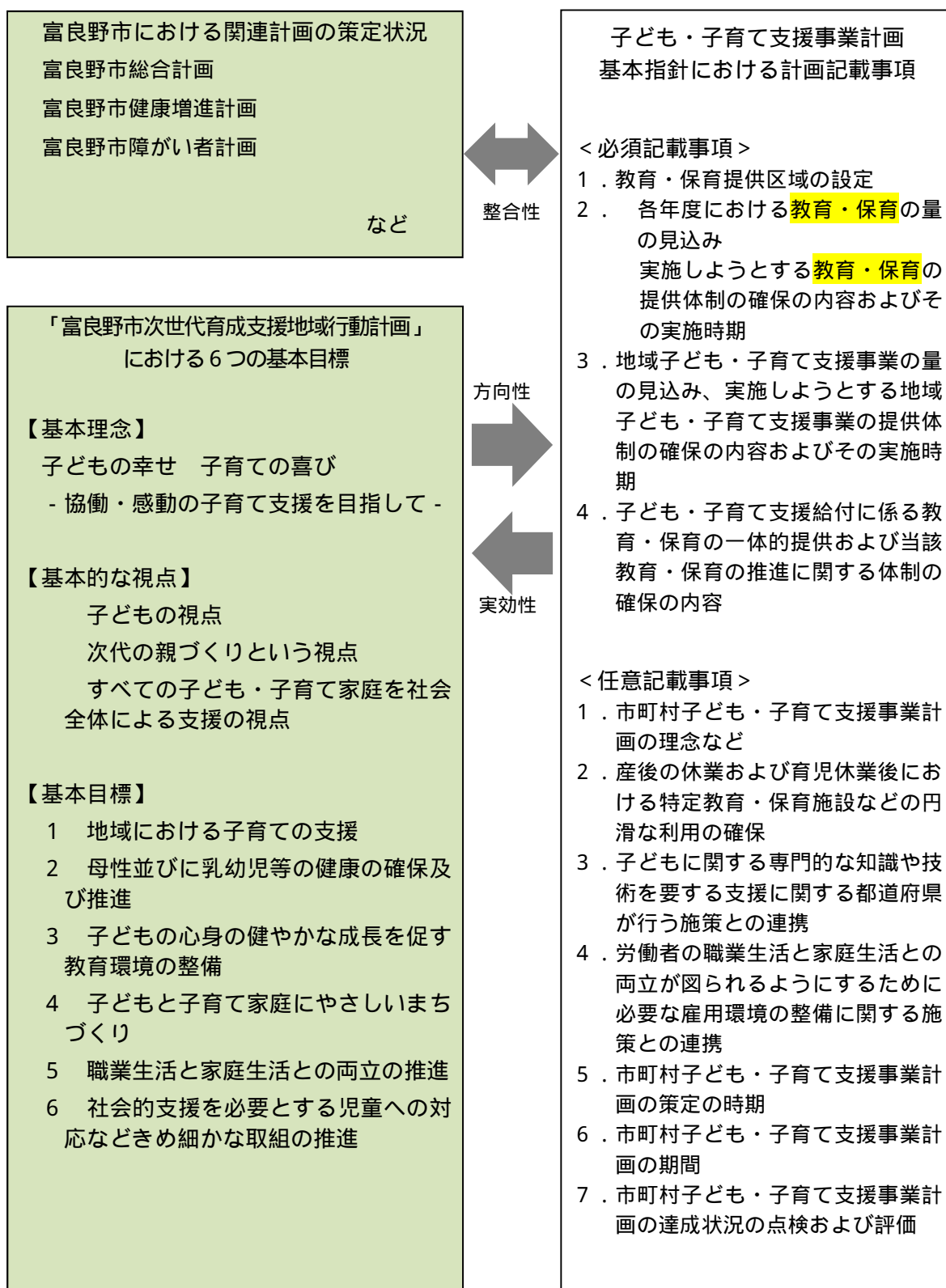
教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。

ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか。

費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）。

現行の計画について見直すべき部分はないか。

「富良野市子ども・子育て支援事業計画」と関連計画



「第5次富良野市総合計画（前期基本計画）」における子育て支援関連の基本目標など

【将来像（めざす姿）】 安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』

【まちづくりのテーマ】

住み続けたいまち、そして、子どもたちに誇れるまちをめざして

【基本理念】

1 市民の暮らしを地域と行政がともに支えるまちづくり

若い世代が子育てに自信と喜びを持ち、子どもたちの笑顔があふれ、家庭、地域が連携した教育環境

【基本目標】

1 次代を担う子どもたちをみんなで育むまちづくり

個別目標1 安心して子育てができる環境づくり

個別目標2 心豊かでたくましい子どもたちを育む教育の推進

個別目標3 みんなで子どもたちを育む地域づくり

第2章 子ども・子育て環境の状況

1. 人口

国勢調査による人口は、昭和40年の36,627人をピークに年々減少し、平成22年には24,259人まで減少しています。一方、世帯数は、平成12年では9,914世帯、平成22年では10,074世帯と増加の傾向です。

年齢別人口構成では、平成12年と平成22年を比較すると幼年人口比率は15.6%から13.0%まで減少し、高齢人口比率は逆に21.3%から26.8%まで増加しており、少子高齢化が進んでいます。

平成24年度の出生率は、全道より高く、富良野保健所管内より低い7.7‰です。

人口・世帯数の推移

区分 年	人口			世帯数
	総数	男	女	
平成12年	26,112人	12,400人	13,712人	9,914世帯
平成17年	25,076人	11,810人	13,266人	9,989世帯
平成22年	24,259人	11,418人	12,841人	10,074世帯

年齢別人口構成の推移（3区分）

区分	総数	幼年人口	生産年齢人口	高齢人口
平成12年	26,112人	4,067人(15.6%)	16,480人(63.1%)	5,565人(21.3%)
平成17年	25,076人	3,568人(14.2%)	15,338人(61.2%)	6,168人(24.6%)
平成22年	24,259人	3,155人(13.0%)	14,591人(60.1%)	6,512人(26.8%)

平成24年度出生率、合計特殊出生率

項目	全国	北海道	富良野保健所	富良野市
出生率	8.2‰	7.1‰	7.9‰	7.7‰
合計特殊出生率	1.41人	1.26人	(*) 1.53	(*) 1.44

(資料：平成24年度北海道保健統計年報)

(*) 平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計

2. 次世代育成支援地域行動計画の進捗状況

(下記の などは、次ページの「富良野市特定14事業に対する数値目標と現状」の事業名の番号です。)

総人口が減少し、乳幼児人口も減少する予測から、通常保育事業の定員数は、平成 21 年度実施事業の 201 名に対し平成 26 年度の目標値は 456162 名です。

平成 26 年 4 月現在の保育所は 13 か所（認可 2 か所 / 定員計 201 名、へき地 3 か所 / 定員計 110、認可外 8 か所 / 定員計 127 名）です。認可外の内、5 か所は事業者内保育園です。

ファミリー・サポート・センター事業を平成 26 年 7 月に開設しました。

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・派遣型）はファミリー・サポート・センター事業で、子育て短期支援事業と夜間保育事業は認可外保育所で、休日保育事業は認可外私立保育所 2 か所で、それぞれ実施しています。

一時預かり事業（病後児保育・施設型）及び つどいの広場事業は、平成 26 年度 1 か所の目標ですが、現時点では設置されていません。

現在、2 か所の市立認可保育園を再編し、乳幼児保育の拡充や保育時間の延長を平成 27 年度より実施予定です。

本市独自事業として、「赤ちゃんの駅事業」があります。これは、事業所の協力や公共施設がおむつ替えなどのスペースを確保するものです。

「第 5 次富良野市総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）・前期基本計画」では、平成 21 年度 0 事業所を平成 27 年度に 30 事業所（公共施設を含む）とする目標です。平成 26 年 4 月 1 日現在、22 か所です。

富良野市特定 14 事業に対する数値目標と現状

事業名	指標	平成 21 年度 実施事業	平成 26 年度 目標値	平成 26 年度 現状
乳幼児健康支援一時預かり 事業（病後児保育・派遣型）	年間延べ 派遣回数			ファミリー・サポ ート・センター（病 後児保育）
ファミリー・サポート・ センター事業	か所数			1 か所
放課後児童健全育成事業	か所数	5 か所	6 か所	5 か所 麻町・桂木・東部・ 緑町・北の峰
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	か所数 定員数	1 か所 2 名	1 か所 2 名	国の子寮 （養護施設）
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	か所数 定員数		1 か所 1 名	認可外保育所 （2 か所）
乳幼児健康支援一時預かり 事業（病後児保育・施設型）	か所数 定員数		1 か所 2 名	
一時保育事業	か所数 定員数	2 か所 （市単独） 6 名	5 か所 （特定保育） 10 名	2 か所 中央・麻町
特定保育事業	か所数 定員数			
つどいの広場事業 （常設子育て親子ひろば）	か所数			
地域子育て支援センター 事業	か所数	1 か所	2 か所	保健センター内
通常保育事業	定員数	201 名	162 名	13 か所（定員） （認可 2 /201、 へき地 3 /110、 認可外 8 /127）
延長保育事業	か所数			
休日保育事業	か所数 定員数		1 か所 10 名	認可外保育所 2 か所
夜間保育事業	か所数 定員数			認可外保育所 2 か所

平成 21 年度実施事業、平成 26 年度目標値は、「富良野市次世代支援地域行動計画・後期計画」による。

放課後児童健全育成事業（学童保育センター）；児童館・児童センターに併設
通常保育事業の平成 26 年度の（ ）の数値；2 /201 2 はか所/201 は定員数の計

3. ニーズ調査結果の概要

(「子ども・子育て支援事業計画」策定のアンケート調査結果)

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき教育・保育、地域子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、住民の教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、要望・意見などを把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

(1) 調査の概要

調査期間：平成 25 年 10 月

調査対象：就学前児童 833 名

(平成 25 年 9 月 18 日現在、就学前児童 1,157 名のうち、一番年長の子どもの対象)

調査方法：郵送調査(無記名回答)

回収状況

発送数	回収数	回収率
833 票	384 票	46.1%

設問内容

1) 富良野市による調査

お住まいの地区

家族の状況

子どもの育ちをめぐる環境

保護者の就労状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

地域の子育て支援事業の利用状況

土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

病気の際の対応

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

小学校就学後の放課後の過ごし方(5歳以上の子どもを対象)

育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

子育てに関する悩みや不安感

保護者の時間の優先度

子どもに関する施策

2) 道による「広域利用に関する調査」

現在利用している施設と今後利用したい施設

現在利用している(したことがある)今後利用したい子育て支援事業

(2) (回答者) 子どもの属性

校区

富良野小学校区 44.0% 扇山小学校区 20.6% 東小学校区 19.5%
鳥沼小学校区 1.3% 布部小学校区 2.3% 布礼別小学校区 1.3%
麓郷小学校区 3.6% 山部小学校区 4.4% 樹海小学校区 1.6%

子どもの年齢

0歳 16.7% 1歳 11.5% 2歳 19.0% 3歳 15.1% 4歳 17.4%
5歳以上 20.3%

兄弟

1人 32.0% 2人 45.6% 3人 12.8% 4人 2.9% 5人 0.5%

主に子育てしている方

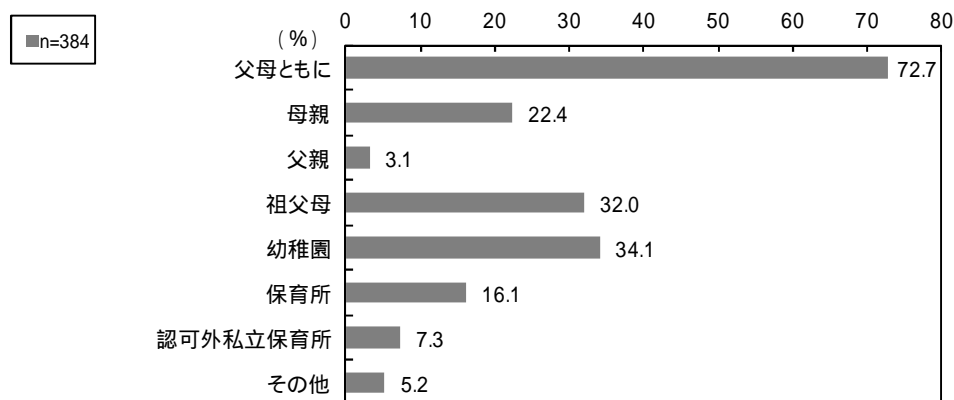
父母ともに 57.3% 主に母親 41.7% 主に父親 0.3% 主に祖父母 0.5%

(3) 調査結果の概要

1) 「子ども・子育て支援事業計画」策定のアンケート調査

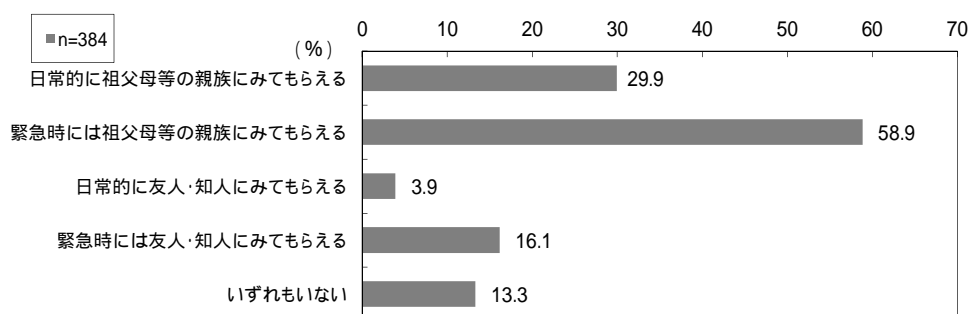
【日常的に子育てに関わっている方】(複数回答)

日常的に子育てに関わっている方は、「父母とも」が72.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が34.1%「祖父母」が32.0%でした。



【日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無】(複数回答)

日頃子どもをみてもらえる親族・知人は、「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.9%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.9%、「緊急時には友人・知人にみてもらえる」が16.1%でした。一方、「いずれもない」が13.3%でした。

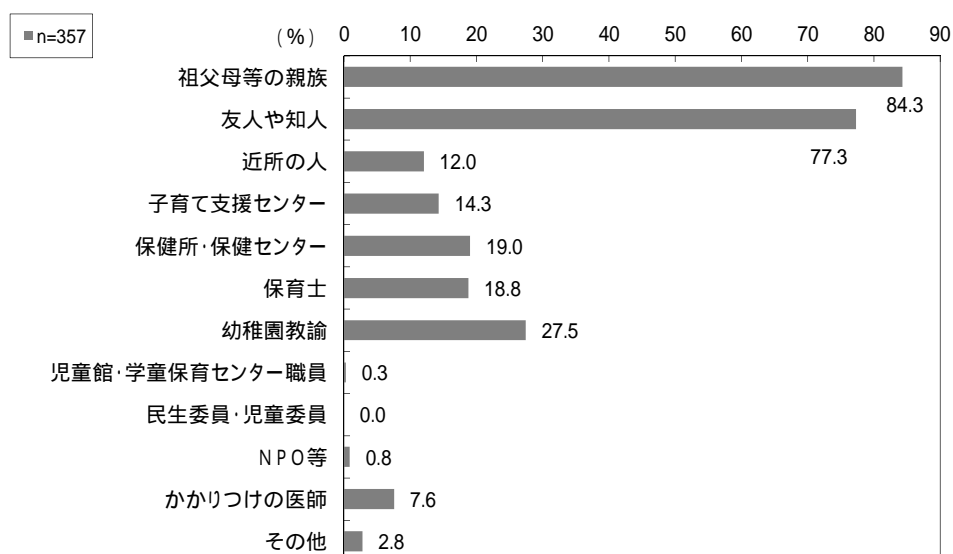


【子育てについて気軽に相談できる人、また、相談できる場所】

子育てについて気軽に相談できる人、また、相談できる場所は、「いる／ある」が93.0%ですが、「いない／ない」が4.2%でした。

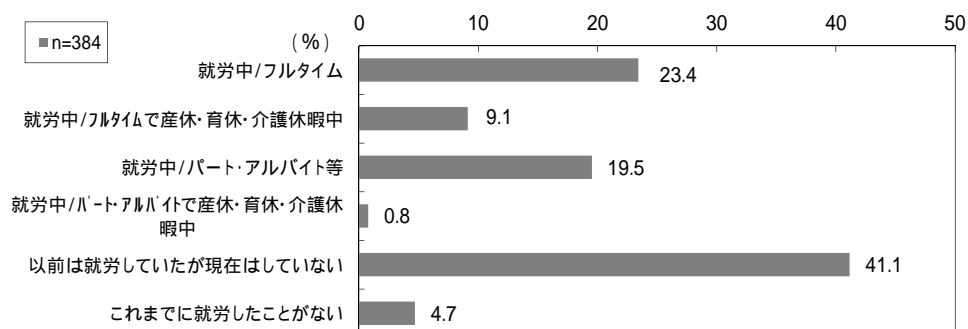
【子育てについて気軽に相談できる相手先】(複数回答)

子育てについて気軽に相談できる人、また、相談できる場所は、「いる／ある」と回答した方(357名)の相談できる相手先は、「祖父母等の親族」が84.3%、「友人や知人」が77.3%、「幼稚園教諭」が27.5%でした。



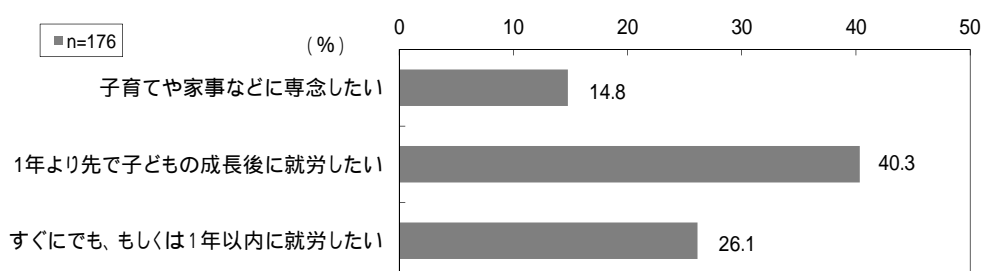
【母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)】

母親の就労状況は、「以前は就労していたが現在はしていない」が41.1%と最も多く、次いで「就労中/フルタイム」が23.4%、「就労中/パート・アルバイト等」が19.5%でした。



【母親の就労希望】

「以前は就労していたが現在はしていない」、または「これまでに就労したことがない」方は 176 名です。「1 年より先で子どもの成長後に就労したい」が 40.3%、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 26.1%で、計 66.4%の方が就労を希望でした。

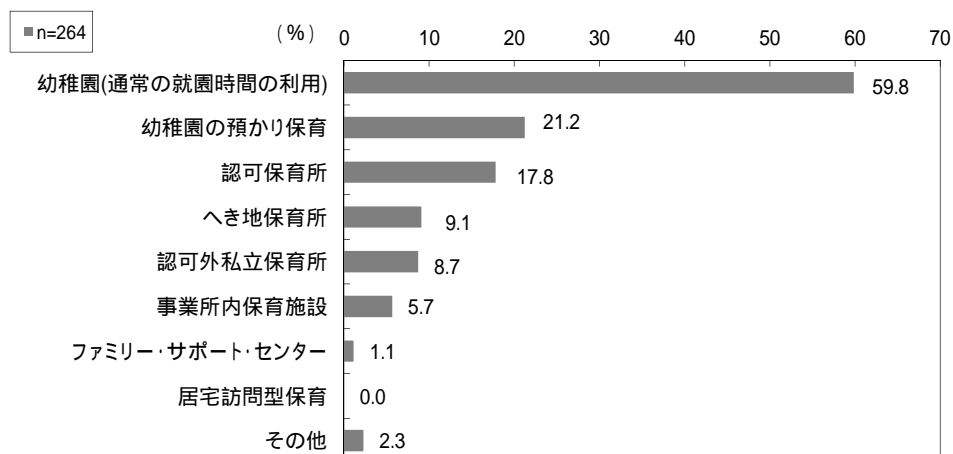


【平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無】

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」が 68.8%、「利用していない」が 30.7%でした。

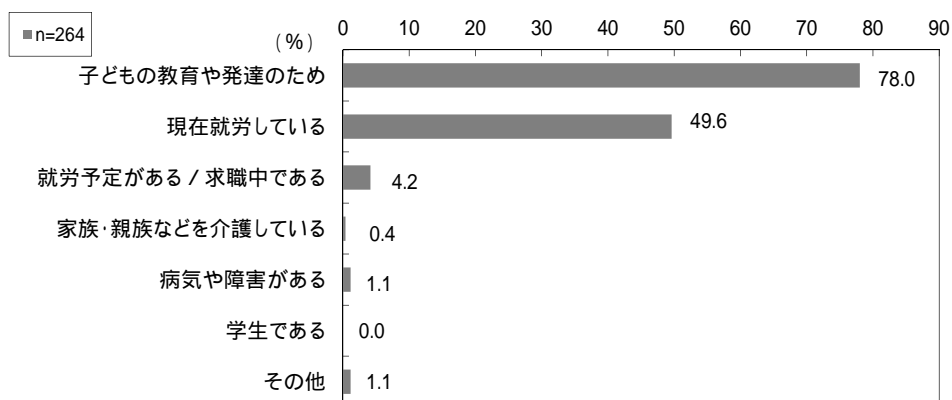
【平日の定期的な教育・保育事業】(複数回答)

平日の定期的な教育・保育事業を利用している方は 264 名です。利用状況は、「幼稚園(通常就園時間の利用)」が 59.8%、「幼稚園の預かり保育」が 21.2%、「認可保育所」が 17.8%でした。



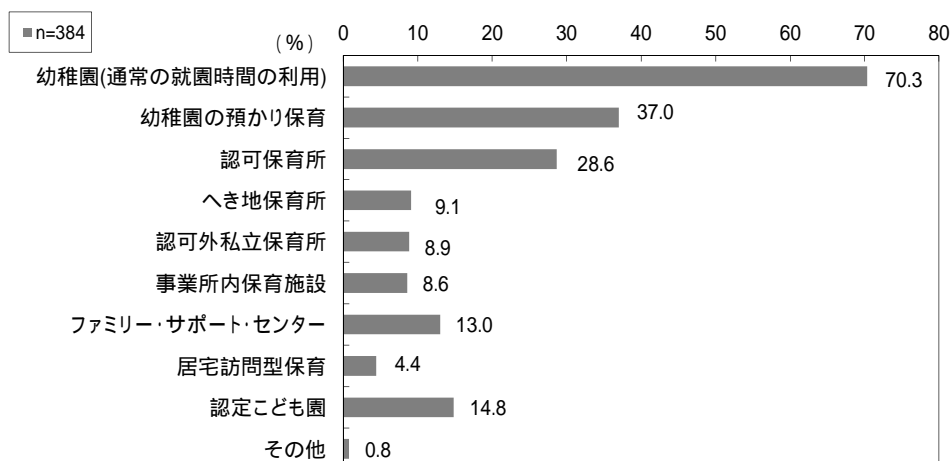
【平日に教育・保育事業を利用している理由】(複数回答)

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」が78.0%、「現在就労している」49.6%、「就労予定がある/求職中である」が4.2%でした。



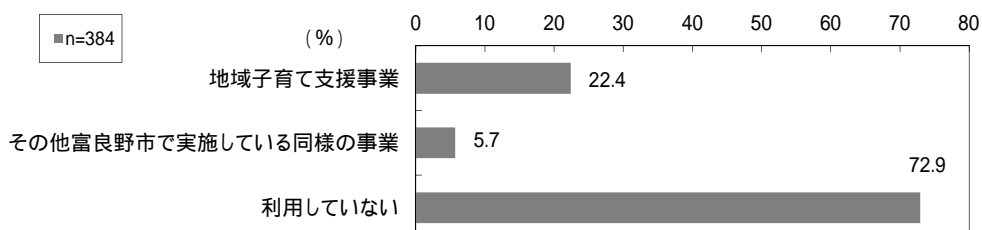
【今後、定期的にご利用したい教育・保育事業】(複数回答)

今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「幼稚園(通常就園時間の利用)」が70.3%、「幼稚園の預かり保育」が37.0%、「認可保育所」が28.6%と上位3項目は現在の利用と同一でした。次いで「認定こども園」が14.8%、「ファミリー・サポート・センター」が13.0%でした。



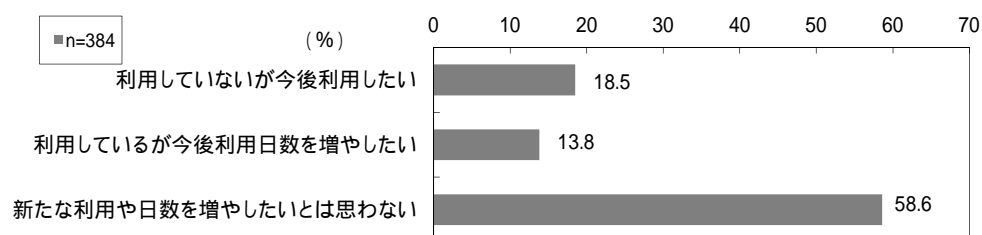
【現在、利用している地域の子育て支援事業】(複数回答)

現在、利用している地域の子育て支援事業を「利用していない」が72.9%でした。「利用している」は、「地域子育て支援事業」が22.4%、「その他富良野市で実施している同様の事業」が5.7%でした。



【地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】(複数回答)

今は利用していないが、今後利用したい、利用日数を増やしたい地域子育て支援拠点事業に対して、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が58.6%でした。利用したいなどでは、「利用していないが今後利用したい」が18.5%、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」が13.8%でした。



【事業の認知度】

子ども・子育て関連事業で「知っている」は、「保健センター（保健師）の乳幼児健康相談」が 90.4%、「富良野市発行の子育て支援ガイドブック」が 86.2%、「子育て支援センターの子育て相談」が 75.5%でした。

「これまでに利用したことがある」は、「保健センター（保健師）の乳幼児健康相談」が 73.2%、「富良野市発行の子育て支援ガイドブック」が 58.6%、「子育て支援センターの子育て相談」が 23.4%で、「知っている」と同じ順でした。

「今後利用したい」は、「富良野市発行の子育て支援ガイドブック」が 63.3%、「保健センター（保健師）の乳幼児健康相談」が 52.6%、「子育て支援センターの子育て相談」が 47.1%でした。

（単位：％）

事業	A		B		C	
	知っている		これまでに利用したことがある		今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
母親学級（父親の参加を含む）	67.2	25.8	42.7	50.0	26.3	59.4
保健センター（保健師）の乳幼児健康相談	90.4	3.6	73.2	23.2	52.6	34.6
家庭児童相談室の家庭児童相談	37.8	58.6	2.6	86.2	27.6	60.2
教育委員会・学校等の教育相談	52.1	44.3	3.4	86.5	37.2	49.7
子育て支援センターの子育て相談	75.5	20.8	23.4	68.0	47.1	40.6
母子自立支援員の母子相談（ひとり親相談）	32.6	63.5	4.2	84.1	9.1	77.1
富良野市発行の子育て支援ガイドブック	86.2	9.4	58.6	33.3	63.3	24.2

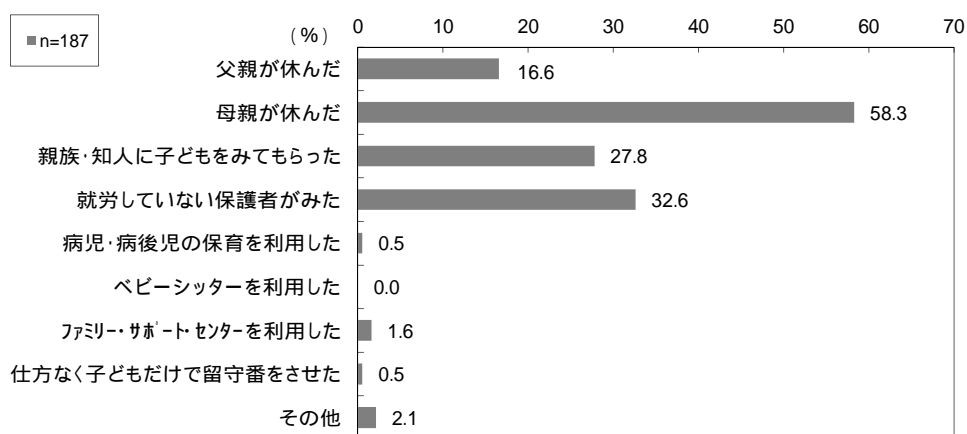
「無回答」があるため「はい」「いいえ」の計が 100% になりません。

【病気やケガで利用できなかったこと】

平日の定期的な教育・保育事業を利用されている方(264名)で、この1年間にお子さんが病気やケガで通常の利用ができなかったことが「あった」が70.8%、「なかった」が26.5%でした。

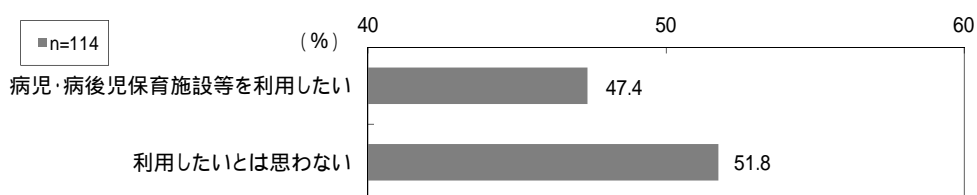
【病気やケガで利用できなかった場合の対処方法】(複数回答)

病気やケガで利用できなかった場合(187名)の対処方法は、「母親が休んだ」が58.3%、「就労していない保護者がみた」32.6%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が27.8%でした。



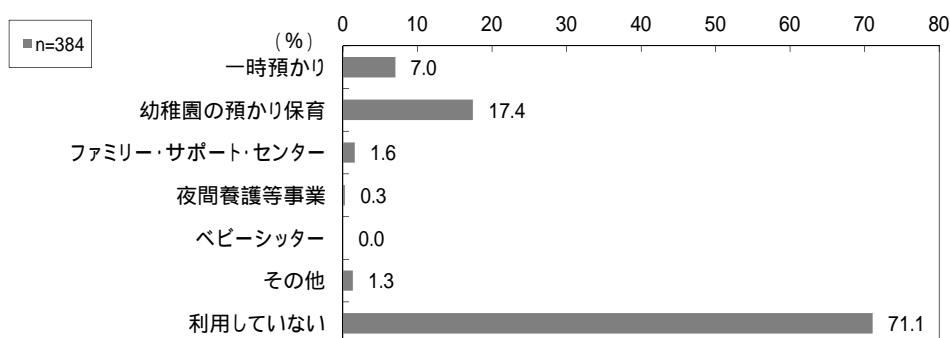
【病児・病後児保育施設を利用したかったか】

「父親が休んだ」、「母親が休んだ」方(114名)が、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」と思われたかは、「利用したいとは思わない」が51.8%、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が47.4%でした。



【不定期に利用している事業】(複数回答)

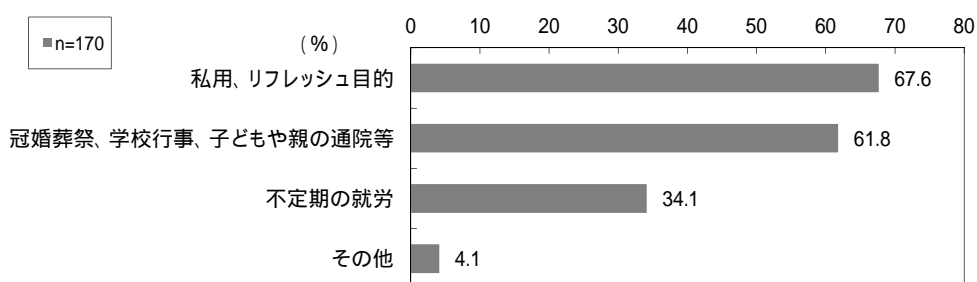
日中の定期的な保育や病気以外に、「私用、親の通院、不定期就労などの目的で不定期に利用している事業」は、「利用していない」が71.1%と最も多く、利用しているでは、「幼稚園の預かり保育」が17.4%、「一時預かり」が7.0%、「ファミリー・サポート・センター」が1.6%でした。



【不定期事業の利用希望】

私用、親の通院、不定期就労などの目的での事業の利用希望は、「利用する必要はない」が46.4%、「利用したい」が44.3%でした。

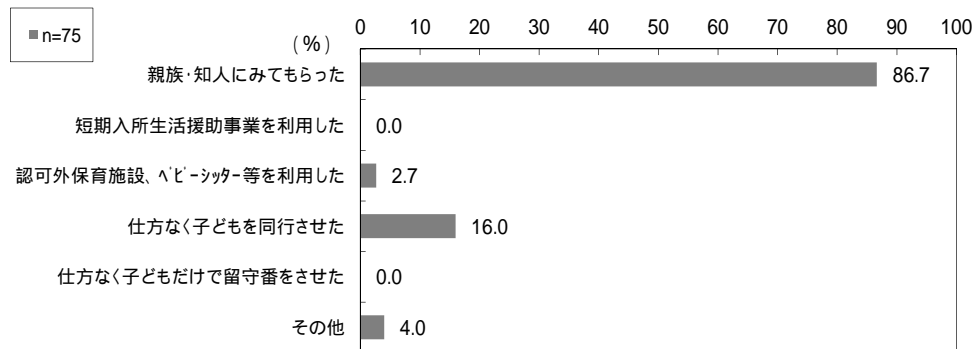
「利用したい」方(170名)の利用目的は、「私用、リフレッシュ目的」が67.6%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が61.8%、「不定期の就労」が34.1%でした(複数回答)。



【宿泊を伴って子どもを預ける必要があったか】

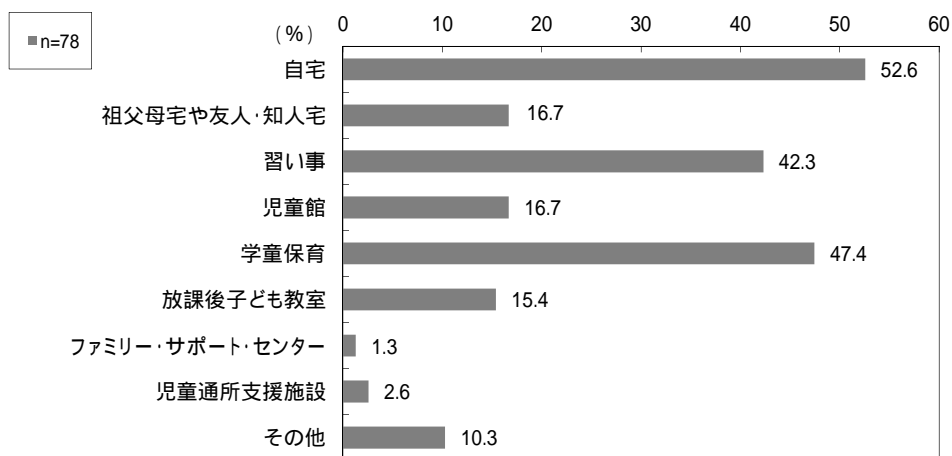
この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「なかった」が76.3%、「あった」が19.5%でした。

「あった」方(75名)の対処方法は、「親族・知人にみてもらった」が86.7%、「仕方なく子どもを同行させた」が16.0%でした(複数回答)。



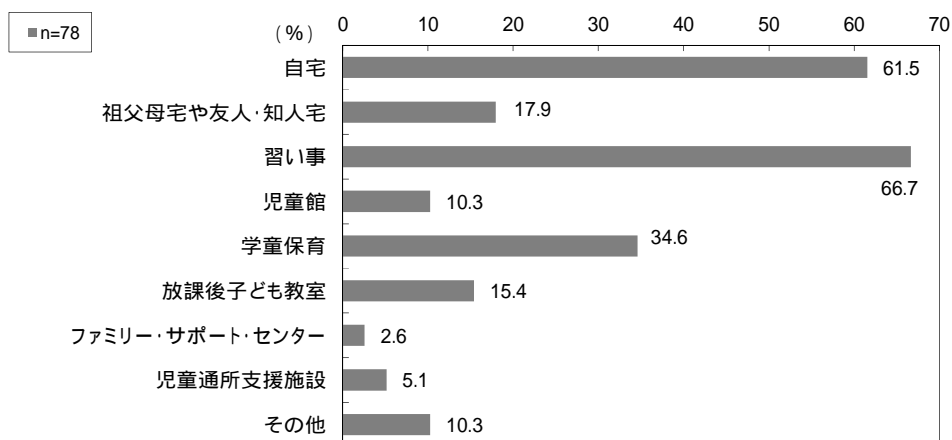
【希望する小学校低学年の放課後の過ごし方】(複数回答)

5歳以上の子ども(対象者78名)の小学校低学年の放課後の過ごし方は、「自宅」が52.6%、「学童保育」が47.4%、「習い事」が42.3%でした。



【希望する小学校高学年の放課後の過ごし方】(複数回答)

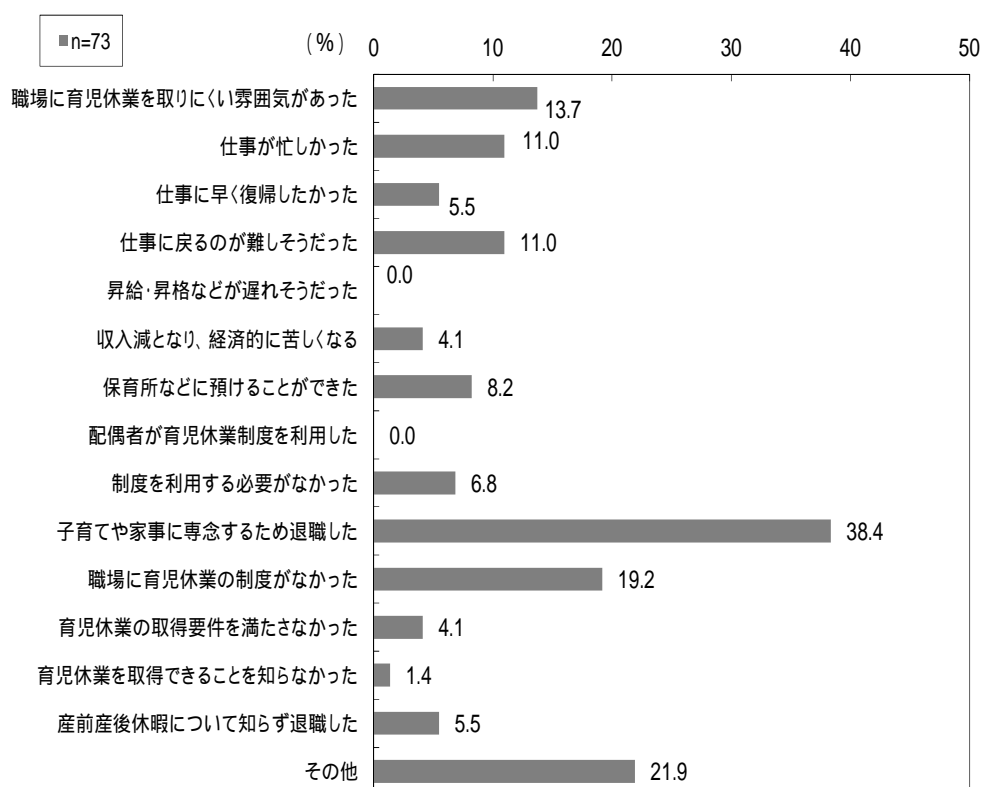
小学校の高学年(4~6年)になった時の放課後の希望の過ごし方は、「習い事」が66.7%、「自宅」が61.5%、「学童保育」が34.6%でした。



【母親の育児休業の取得】

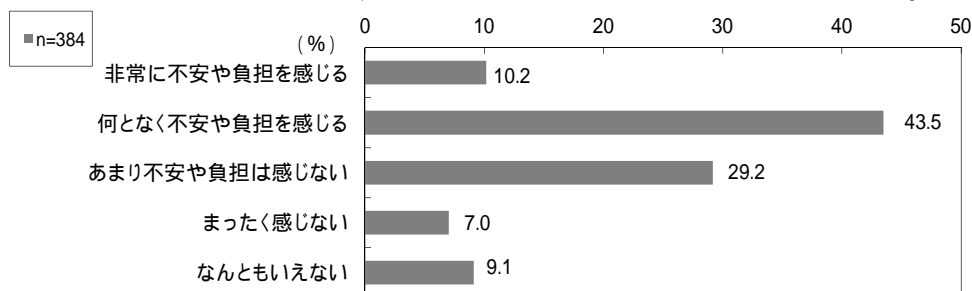
育児休業の取得に対し、「働いていなかった」が 54.9%、「取得した(取得中である)」が 23.7%、「取得していない」が 19.0%でした。

育児休業を「取得していない」方(73名)の理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が 38.4%、「職場に育児休業の制度がなかった」が 19.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 13.7%でした(「その他」が 21.9%)(複数回答)。



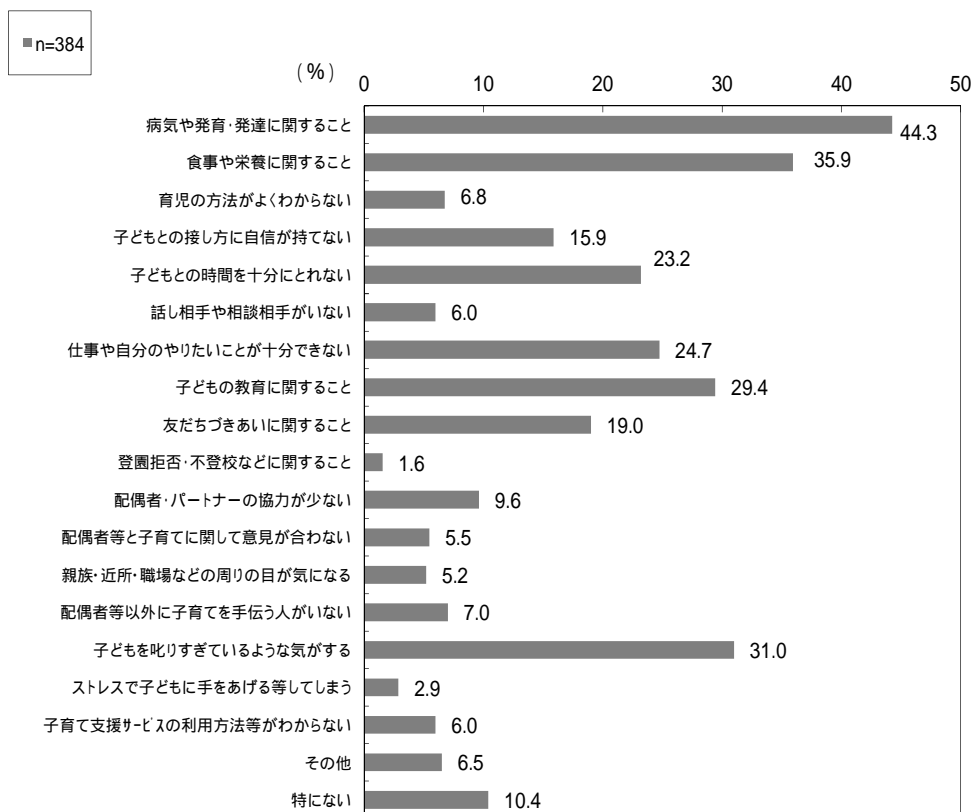
【子育てに関する不安感や負担感】

子育てに関する不安感や負担感では、「何となく不安や負担を感じる」が 43.5%、「非常に不安や負担を感じる」が 10.2%ですが、一方、「あまり不安や負担は感じない」が 29.2%、「まったく感じない」が 7.0%でした。



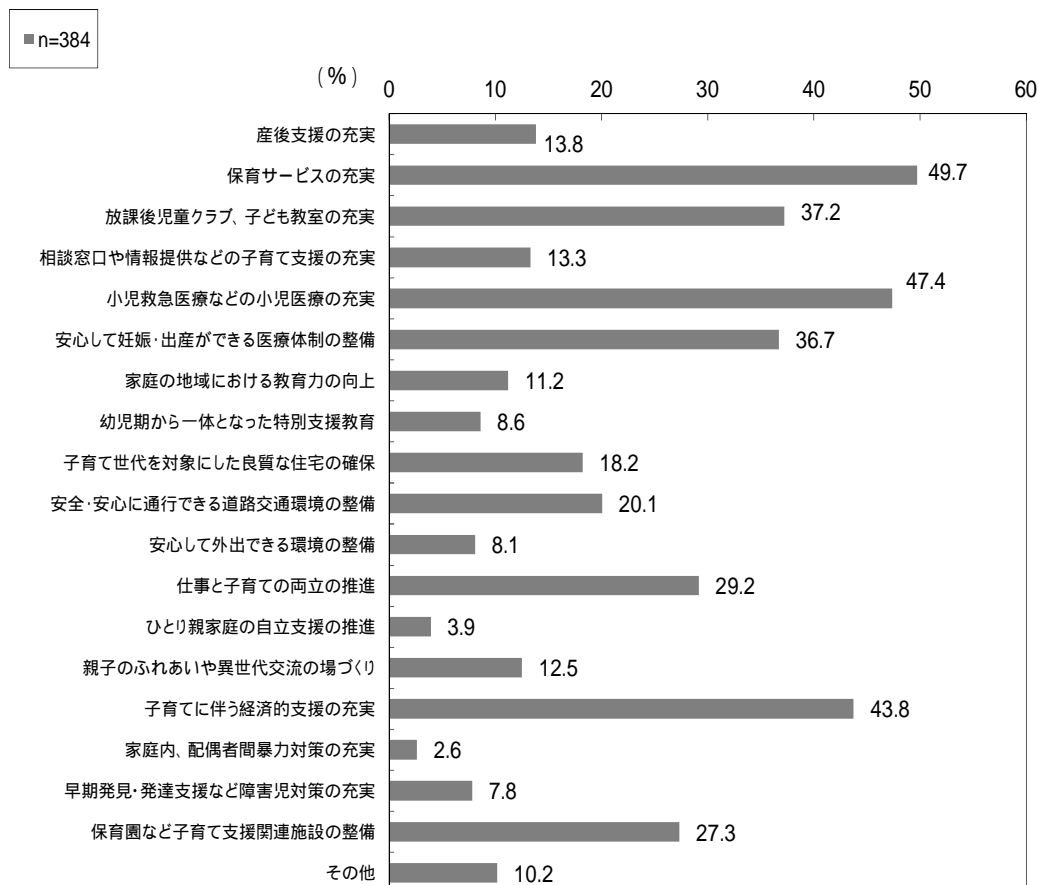
【子育てに関する日頃の悩み、気になること】(複数回答、5つまで)

子育てに関する日頃の悩み、気になることは、「病気や発育・発達に関するこ
と」が44.3%、「食事や栄養に関すること」が35.9%、「子どもを叱りすぎてい
るような気がする」が31.0%、「子どもの教育に関すること」が29.4%、「仕事
や自分のやりたいことが十分できない」が24.7%、でした。



【重点的に取り組むべき子育て支援環境づくり施策】(複数回答、5つまで)

重点的に取り組むべき子育て支援環境づくり施策としては、「保育サービスの充実」が49.7%、「小児救急医療などの小児医療の充実」が47.4%、「子育てに伴う経済的支援の充実」が43.8%、「放課後児童クラブ、子ども教室の充実」が37.2%、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が36.7%でした。



2) 「広域利用に関するアンケート」調査結果

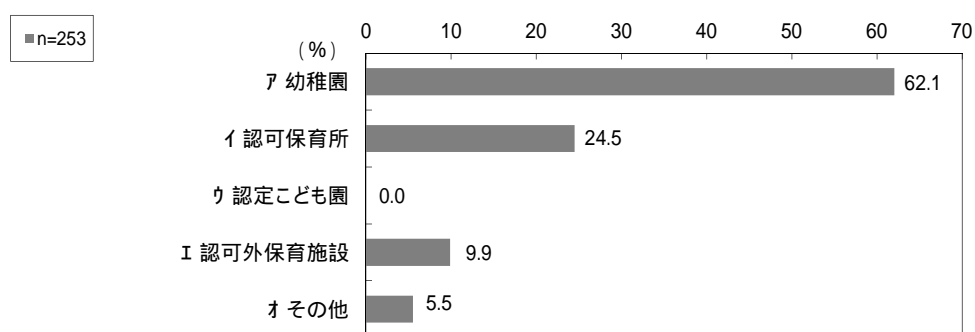
現在利用している施設と今後利用したい施設

(1) 現在 利用状況

現在の利用が「有」が65.9%、「無」が27.9%でした。

利用している施設

現在施設を利用している方(253名)の利用している施設は、「幼稚園」が62.1%、「認可保育所」が24.5%、「認可外保育施設」が9.9%でした。

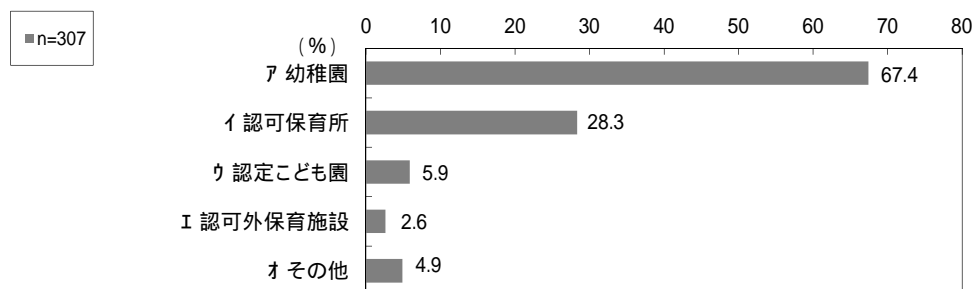


(2) 今後 利用状況

今後の利用希望が「有」が79.9%、「無」が6.3%でした。

利用を希望する施設

利用を希望する方(307名)の希望施設は、「幼稚園」が67.4%、「認可保育所」が28.3%、「認定こども園」が5.9%、「認可外保育施設」が2.6%でした。



現在利用していると今後利用したい子育て支援事業

(1) 現在

現在利用している(したことがある)子育て支援事業は、「地域子育て支援拠点事業」が52.1%、「一時預かり」が12.0%、「休日保育」が6.3%でした。

(単位：%)

区 分	有 (人数)	利用		実施場所	
		有	無	市内	その他
地域子育て支援拠点事業	200	52.1	40.4	93.5	2.0
子育て短期支援事業	7	1.8	88.8	85.7	0.0
ファミリー・サポート・センター	12	3.1	87.2	75.0	16.7
一時預かり	46	12.0	78.4	91.3	4.3
休日保育	24	6.3	80.5	95.8	0.0
病児・病後児保育	5	1.3	84.4	100.0	0.0

(2) 今後

今後利用希望の子育て支援事業は、「地域子育て支援拠点事業」が46.4%、「病児・病後児保育」が34.6%、「一時預かり」が34.4%、「休日保育」が32.8%でした。

(単位：%)

区 分	有 (人数)	利用		実施場所	
		有	無	市内	その他
地域子育て支援拠点事業	178	46.4	40.6	93.3	2.2
子育て短期支援事業	63	16.4	69.5	93.7	0.0
ファミリー・サポート・センター	93	24.2	62.0	87.1	3.2
一時預かり	132	34.4	51.8	91.7	2.3
休日保育	126	32.8	50.5	95.2	1.6
病児・病後児保育	133	34.6	48.4	94.7	1.5

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子どもの幸せ 子育ての喜び

- 協働・感動の子育て支援をめざして -

子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会の財産です。

次代を担う子どもたちの成長、幸せをめざし、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭、地域、企業、行政など、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要です。

本計画の基本理念は、「富良野市次世代育成支援地域行動計画」を継続することから「子どもの幸せ 子育ての喜び 協働・感動の子育て支援をめざして」とします。

2. 基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の5つを基本的視点とします。

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが、個性を發揮し、自立心や社会性を養い、思いやりのある心を育み、心身ともに健やかに育つ環境づくりのために、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立って取り組みます。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立って、子どもの健やかな育成に取り組みます。

仕事と生活の調和実現の視点（ワーク・ライフ・バランス）

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育て希望を実現するための取組みの一つとして、また、少子化対策の観点からも重要です。地域の企業や自治体などの関係者が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「妊娠・出産・育児支援」の切れ目のない支援に取り組みます。

すべての子ども・子育て家庭を社会全体による支援の視点

子育ては家庭が基本的な役割を果たすという基本認識のもとに、社会全体が協力して取り組むべき課題です。子どもは次代を担う大切な存在であり、“子育て・子育て”が“孤育て・孤育ち”とならないように、家庭、地域、企業、行政などのさまざまな担い手の協働により、すべての子どもと子育て家庭に対する支援に取り組みます。

3. 基本目標

計画の理念を実現するために、基本的視点に基づき、以下の6つの基本目標を柱として計画を策定し、具体的な施策を推進します。

1 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実が必要です。

多様なニーズに応じた保育サービスを充実するとともに、低所得者層に対する経済的負担の軽減や子育てに関する相談体制の充実、情報提供を行います。

2 母性と乳幼児などの健康の確保と増進

母性と乳幼児などの健康の確保と増進を図る観点から、保健、医療、福祉、教育分野間の連携と地域における母子保健施策などの充実が必要です。

子どもや母親の健康確保のための各種健診や健康相談の充実、食育や思春期保健対策を推進します。

3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育むことが必要です。

子どもたちが多くの人々とのかかわりの中で、自然体験や芸術・文化体験などを通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供します。

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校教育環境などを整備します。

4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが遊びを通して創造性、自主性などを学んでいくため、豊かな自然を活用した遊び場の提供や安全にのびのびと生活できる環境づくりや子どもを交通事故から守るため、関係機関、団体などとの連携・協力体制の強化と交通事故防止対策の推進が必要です。

公園や道路の整備、子どもや親子が利用しやすい公共施設の整備など、子どもにやさしい生活環境を整備します。

子ども・子育てを行う親などを対象とした交通安全教育や子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

さまざまな理由から共働き家庭が増加しており、働きながら子育てができる環境づくりが必要です。

仕事と子育ての両立支援のための広報・啓発、情報提供などについて国、道、関係団体などと連携し推進します。

6 社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取組みの推進

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促していくためには、発生の予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うため、関係機関、団体で組織している「富良野市児童虐待防止連絡会議」を柱とした虐待防止ネットワークを充実します。

障がいや発達の遅れが見られる児童に対し、健全な発達を支援し身近な地域で安心して生活できるように保健、医療、福祉、教育の円滑な連携とともに富良野市家庭児童相談室などを通じて支援します。

ひとり親家庭が増加する中、母子・父子・寡婦福祉などの充実とひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、福祉サービスの展開と自立・就業などを支援します。

4. 施策の体系

【基本理念】

子どもの幸せ 子育ての喜び
協働・感動の子育て支援をめざして

【基本目標】

1 地域における子育ての支援

2 母性と乳幼児などの健康の確保と増進

3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

6 社会的支援を必要とする児童へのきめ細かな対応の推進

【基本施策】

- 1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成
- 2) 地域における子育て支援サービスの充実
- 3) 保育サービスの充実
- 4) 子育て支援のネットワークづくり
- 5) 児童の健全育成
- 6) 経済的負担の軽減

- 1) 子どもや母親の健康の確保
- 2) 食育の推進
- 3) 思春期保健対策の充実
- 4) 小児医療の充実

- 1) 次代の親の育成
- 2) 学校の教育環境の整備
- 3) 家庭や地域の教育力の向上
- 4) 子どもの読書推進プラン
- 5) 環境に配慮した取組み

- 1) 子育てに配慮した居住環境の整備
- 2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 3) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

- 1) 仕事と子育ての両立の推進

- 1) 児童虐待防止対策の充実
- 2) 発達に遅れや心配のある子どもへの支援
- 3) ひとり親家庭への支援
- 4) 児童養護施設への支援

第4章 計画の目標と提供体制の確保策 (子ども・子育て支援事業計画)

1. 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

【参考：教育・保育の提供区域に関する国の考え方】

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 託児所などの地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本。

本市では、以下の理由により、一つの行政区域（富良野市一円）を教育・保育提供区域として設定します。

小学校区、中学校区など、区域を細かく設定すると農村部など受入れ施設がない区域が生じる。

農村部のへき地保育所は2歳児から入れるため、2歳児未満の幼児を富良野市街地の保育施設に預けているケースがある。

送迎については、幼稚園のバスや保護者が自家用車で送迎しているなど、小中学校区や行政区単位での利用とはなっていない。

2. 「量の見込み」の算出のための基本事項

(1) 「量の見込み」の算出のための推計児童数

年齢	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	177	163	160	157	153	147	147
1歳	175	179	165	162	159	155	149
2歳	202	170	174	161	158	155	151
1～2歳小計	377	349	339	323	317	310	300
3歳	160	201	169	174	161	157	154
4歳	171	160	201	169	174	161	157
5歳	175	171	160	201	169	174	161
3～5歳小計	506	532	530	544	504	492	472
6歳	185	173	169	158	199	167	172
7歳	185	184	172	168	157	198	166
8歳	203	182	181	169	165	154	194
9歳	188	203	184	182	170	166	155
10歳	229	186	201	182	180	168	164
11歳	223	229	186	201	182	180	168
6～11歳小計	1,213	1,157	1,093	1,060	1,053	1,033	1,019
計	2,273	2,201	2,122	2,084	2,027	1,982	1,938
総人口	23,515	23,292	23,055	22,823	22,578	22,320	22,064

人口推計方法 : コーホート法

直近実績データ : 平成21年～25年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 「量の見込み」の算出のための潜在家庭類型

父親	母親	1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中		5.現在は就労していない 6.就労したことがない
	タイプAはこの部分に入ります。	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上				タイプD	
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'	タイプD	
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプD		タイプF	

タイプA ; ひとり親家庭(上記以外)

タイプ	父母の有無と就労状況	アンケートに回答した人数	割合
A	ひとり親家庭	20人	5.5%
B	フルタイム×フルタイム	119人	32.6%
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	24人	6.6%
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	61人	16.7%
D	専業主婦(夫)	139人	38.1%
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	1人	0.3%
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1人	0.3%
F	無業×無業	0人	0.0%
計		365人	100%

3. 教育・保育

(1) 教育・保育の量の見込み

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

「量の見込み」の算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」

×「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「ニーズ量（人）」

認定区分と給付の内容など

認定区分	給付の内容	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間*	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)などの対象となります。

(2) 「提供体制」の確保策

計画期間における「量の見込み」に対応するように教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

下表に、「量の見込み」に対する「提供体制」を示します。次ページに現況の教育・保育施設の定員を示します。「量の見込み」に対し、現況施設の幼稚園の定員や認可・へき地保育所の定員に基づく提供体制が、1号認定、2号認定、3号認定ともに上回っています。そのことから、現況施設の定員を確保し、あらたな教育・保育施設、地域型保育事業の整備は実施しません。

また、計画の2年目（平成28年度）から5年目（平成31年度）にかけて、児童数が減少して行くことから、現況施設の定員の確保の継続と児童数の減少の推移をみながら定員を見直します。

教育・保育、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」

【1号認定・2号認定】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み計	511 人	527 人	488 人	476 人	456 人
1号認定	281 人	289 人	268 人	261 人	250 人
2号認定 計	230 人	238 人	220 人	215 人	206 人
教育二一ズ	118 人	122 人	113 人	111 人	106 人
その他	112 人	116 人	107 人	104 人	100 人
提供体制計	665 人	665 人	665 人	665 人	665 人
特定教育・保育施設 計	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
1号認定	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
2号認定	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
確認を受けない幼稚園	525 人	525 人	525 人	525 人	525 人
認可外保育施設	45 人	45 人	45 人	45 人	45 人
提供体制 - 量の見込み	154 人	138 人	177 人	189 人	209 人

【3号認定（0歳児）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	64人	62人	61人	58人	58人
確保方策計	64人	64人	64人	64人	64人
特定教育・保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
地域型保育 計	6人	6人	6人	6人	6人
小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型保育	0人	0人	0人	0人	0人
事業所内保育	6人	6人	6人	6人	6人
認可外保育施設	46人	46人	46人	46人	46人
提供体制 - 量の見込み	0人	2人	3人	6人	6人

【3号認定（1・2歳児）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	130人	124人	121人	119人	115人
確保方策計	136人	136人	136人	136人	136人
特定教育・保育施設	49人	49人	49人	49人	49人
地域型保育 計	6人	6人	6人	6人	6人
小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型保育	0人	0人	0人	0人	0人
事業所内保育	6人	6人	6人	6人	6人
認可外保育施設	81人	81人	81人	81人	81人
提供体制 - 量の見込み	6人	12人	15人	17人	21人

【参考】

- ・ 特定教育・保育施設（施設型給付）
 認定こども園 / 幼稚園 / 保育所
- ・ 特定地域型保育事業（地域型保育給付）
 小規模保育 / 家庭的保育 / 事業所内保育 / 居宅訪問型保育

【参考】市内の幼稚園・保育所などの位置

- 幼稚園
- 保育所
- 認可外保育所
- 事業所内保育所





種類	施設名	定員	備考
幼稚園	慈恵ひまわり幼稚園	180名	
	ルンビニ幼稚園	160名	
	富良野聖園幼稚園	120名	
	富良野市みどり幼稚園	105名	
認可保育所	市立中央保育所	111名	
	市立麻町保育所	90名	
	市立虹いろ保育所	(156)名	平成27年度開園
へきち保育所	市立山部保育所	50名	
	市立東山保育所	30名	
	市立あおぞら保育所	30名	
認可外保育所	託児ハウス ドレミ	25名	
	託児ハウス きっき	10名	
	託児所 こころ	5名	
事業所内保育所	富良野協会病院 保育所	35名	
	ふらの西病院 保育室	20名	
	ヤクルト富良野センター保育所	6名	
	きらきら保育所	25名	
	ピッコロガーデン	6名	
幼稚園内保育所	富良野みどり保育園	15名	
合計		1,023名	

定員は平成26年10月1日現在

施設の老朽化による保育環境の向上ため、2つある認可保育所（中央・麻町）を再編統合し、中心市街地に新たな認可保育所（虹いろ保育所）を建設し、平成27年度に開設します。

4. 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

現在の子ども・子育て支援事業などの利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して設定します。

【参考】国の示す地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の別表第三「地域子ども・子育て支援事業の参酌標準」による順番、事業名称（ ）内は、略称・通称など

- (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）
- (2) 時間外保育事業（延長保育事業）
- (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」
×「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「ニーズ量（人）」

(1) 利用者支援に関する事業(利用者支援)

子どもとその保護者、妊娠している方などが、身近な場所で教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるようにする事業です。

子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援などの利用希望に基づき、地域の実情などに配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市(こども未来課)

子育て相談

子育て支援センターで、子育てに関する不安や悩みを解消するために育児相談を行っています。内容により、関係機関と連携して実施しています。

子育て相談件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	94 件	85 件	98 件	113 件

家庭児童相談室

子どもの健やかな成長のためのさまざまな問題について相談に応じています。相談は専門の家庭児童相談員が応じ、複雑、困難な相談は児童相談所など専門機関と連携して実施しています。

家庭児童相談室の相談件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	193 件	169 件	230 件	238 件

計画期間内における目標事業量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供体制	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【「提供体制」の確保策】

・現況の子育て支援センター、家庭児童相談室で相談事業などを継続して実施します。

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業です。

ニーズ調査などにより把握した、小学校就学前の子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市(こども未来課)

現在の認可保育所(中央・麻町)では、10時間30分で運営していますが、新たな認可保育所(平成27年度開設虹いろ保育所)では、開所時間を11時間とします。また、認可外保育所(市立へき地保育所)では、期間(4月~10月)を定めて延長保育を実施しています。

計画期間内における目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	60人	59人	57人	55人	54人
提供体制	60人	59人	57人	55人	54人

時間外保育事業の量の見込み(ニーズ量)

対象となる潜在家庭類型;タイプA、B、C、E 対象年齢;0~5歳

【「提供体制」の確保策】

- ・認可保育所で延長保育事業を継続して実施します。

【参考】休日保育の実施

現在、認可外私立保育所2か所において日曜日・祝日の保育を実施しています。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

小学校就学前の子どもにかかわる保育との連続性を重視して、ニーズ調査などにより把握した利用希望を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市（こども未来課）

市街地区は学童保育センター、それ以外の地区は放課後子ども教室という形で子どもたちの放課後の居場所を確保しています。

学童保育センター

昼間保護者のいない家庭の小学1年生～小学3年生を対象に桂木・緑町・麻町・東部・北の峰の5か所で開設しています。定員数の計は、170名です。開設場所は、児童館、児童センターへの併設です。

学童保育センターの登録数（各年5月1日現在）、参加児童数など

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童数	528人	508人	468人	459人
登録数	181人	190人	193人	202人
登録率	34.3%	37.4%	41.2%	44.0%
延べ参加児童数	27,563人	28,564人	28,249人	33,333人

計画期間内における目標事業量（1日の利用人数）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年	114人	109人	110人	107人	106人
	高学年	12人	12人	12人	12人	12人
量の見込み 計		126人	121人	122人	119人	118人
提供体制		126人	121人	122人	119人	118人

放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型；タイプA、B、C、E 対象年齢；小学校の低学年と高学年
「量の見込み」は、登録状況などにより補正しました。

【「提供体制」の確保策】

- ・現況の5か所の学童保育センターで継続して実施します。
- ・対象児童は、これまで小学校3年生まででしたが、新制度では6年生までの受入れを利用状況に応じて、弾力的に運営します。

【参考】放課後子ども教室 教育委員会（社会教育課）

山部・樹海・布礼別・布部地区の4か所で実施しています。放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちに文化・スポーツ活動などの体験を通じて心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業[ショートステイ事業]・夜間養護等事業[トワイライトステイ]事業)です。

ニーズ調査などにより把握した、保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業などの他の事業による対応の可能性も勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市(こども未来課)

保護者の疾病や環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設において養育を行っています。

子育て支援短期利用事業(ショートステイ)の利用者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
延べ利用者数	0 人日	5 人日	3 人日	6 人日

計画期間内における目標事業量

(単位: 1 年間当たりの人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日
提供体制	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日

子育て短期支援事業(ショートステイ)の量の見込み(ニーズ量)

対象となる潜在家庭類型; 全ての家庭類型 対象年齢; 0 ~ 5 歳

利用希望把握調査(アンケート)の「宿泊を伴って預ける必要があったか」の問で「短期入所生活援助事業を利用した」との回答が 0 人でしたが、過去の実績を勘案し、「量の見込み」を設定しました。

【「提供体制」の確保策】

ショートステイの利用状況を踏まえ、1か所の児童養護施設にて継続して実施します。また、トワイライトステイについては、認可外私立保育所(1か所)で行っています。ニーズ調査の結果も踏まえ、今後の方向性を検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。出生数などを勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市（保健医療課）

「母子保健法」に基づき、第一子、または体重が2,500g未満で生まれた赤ちゃんのお宅に保健師が訪問して、発育・発達の確認や保健指導を行っています。産婦の健康相談も併せて行い、産後うつ病の早期発見に努めています。

他にも、子どものことで気になること、困りごとなどがある場合は、保健師が家庭を訪問しています。

生後4か月までの乳児訪問件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数	217人	181人	182人	166人
訪問件数	137件	100件	102件	82件
訪問率	63.1%	55.2%	56.0%	49.4%

訪問率：訪問件数を出生数で除した数値。

計画期間内における目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	160人	157人	153人	147人	147人
提供体制	保健センター				

「量の見込み」は、0歳児の推計人口から設定しました。

【「提供体制」の確保策】

- ・第一子および未熟児に対し、保健師の訪問を継続します。
- ・第二子以降の乳児のいる家庭の訪問体制を整備します。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。要支援児童や特定妊婦、要保護児童数などを勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を実施する事業です。

現在の取り組み 富良野市（こども未来課）

要保護児童などに対する相談・支援体制

保護者の育児不安や虐待・いじめなどの問題に早期に対応するため、必要な指導や援助のための相談・支援を行っています。平成22年10月から、家庭児童相談員を1名増員、2名体制で対応しています。

富良野市要保護児童対策地域協議会

保護者のいない児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を適切に保護するため、児童相談所や関係機関・団体との連携により虐待防止ネットワーク「富良野市要保護児童対策地域協議会」を構成し、地域ぐるみで未来を担う子ども達の生命・安全を守る対策を進めています。

要保護児童などに対する相談・支援件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支援件数	37件	6件	19件	19件

計画期間内における目標事業量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
提供体制	家庭児童相談室、関係機関・団体				

【「提供体制」の確保策】

- ・家庭児童相談室や関係機関・団体が連携して、要保護児童などに対する相談・支援体制を整備します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

ニーズ調査などにより把握した利用希望数などに基づき、居宅より移動することが可能な範囲内で利用できるよう配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市（こども未来課）

子育て支援センター

子育て支援センターは、子育てに対する不安や悩みを解消したり、気軽に集まって育児の情報交換ができる場所です。

子育て相談、ふれあい広場、ひよっこサロン、子育てサロン、ふらのっこクラブ、ふれあい合同広場、パパ広場、幼児クラブへの支援、育児情報の発行・絵本の貸出し、子育て講座などを実施しています。

子育て支援センター利用状況（乳幼児と保護者）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	9,045 人	8,796 人	8,776 人	10,429 人
利用者数（月）	753 人回	733 人回	731 人回	869 人回

幼児クラブ（子育てサークル）

現在、山部・東山・麓郷地区で地域が主体的に取り組む幼児クラブが設置されています。ママ友同士が主体的な交流の場として立ち上げる幼児クラブに対して、児童館などの場所の提供や保育士による遊びの提供などを支援しています。

幼児クラブ（子育てサークル）の利用状況（乳幼児と保護者）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
クラブ数	2 クラブ	3 クラブ	3 クラブ	3 クラブ
実施回数	21 回	27 回	36 回	29 回
延べ利用者数	153 人日	322 人日	392 人日	310 人回

計画期間内における目標事業量（乳幼児）（単位：1か月当たりの人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	551 人回	530 人回	520 人回	505 人回	495 人回
提供体制 計	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
地域子育て支援拠点事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
その他	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型；全ての家庭類型 対象年齢；0～2歳

「量の見込み」は、子育て支援センター、幼児クラブの利用状況から補正しました。

【「提供体制」の確保策】

- ・現況の子育て支援センター、幼児クラブの4か所で、継続して実施します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

ニーズ調査などにより把握した、小学校就学前の子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を勘案し、子育て援助活動支援事業などの他の事業による対応の可能性も考慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み

幼稚園の預かり保育 教育委員会（学校教育課） 幼稚園

私立幼稚園 4 園で預かり保育(夏冬春休みの預かり含む)を実施しています。市から預かり保育を実施している幼稚園に対し、補助金を交付しています。

幼稚園の預かり保育の利用状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施幼稚園数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
延べ利用者数	18,078 人	23,051 人日	22,463 人日	24,299 人日
預かり保育奨励金	1,221 千円	1,412 千円	1,369 千円	1,421 千円

保育所の一時預かり 富良野市（こども未来課）

保護者の疾病・入院などにより、緊急・一時的に保育が必要となる児童を預かる一時保育事業を実施しています。また、中央・麻町保育所において、母親の妊娠による入院、出産前後の体力回復のための一時保育事業も実施しています。

保育所の一時保育の利用状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施保育所数	1 か所	2 か所	2 か所	1 か所
利用者数	1 人	4 人	6 人	4 人
延べ利用者数	25 人日	180 人日	135 人日	80 人日

計画期間内における目標事業量

一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

(単位:1年間当たりの人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定による	3,112人日	3,195人日	2,960人日	2,890人日	2,772人日
	2号認定による	2,182人日	2,182人日	2,182人日	2,182人日	2,182人日
量の見込み計		5,294人日	5,377人日	5,142人日	5,072人日	4,954人日
提供体制	一時預かり事業(在園児対象型)	5,294人日	5,377人日	5,142人日	5,072人日	4,954人日

一時預かり事業の量の見込み(ニーズ量)

幼稚園児における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

対象となる潜在家庭類型; C、D、E、F(1号認定) 対象年齢; 3~5歳

2号認定による定期的な利用

対象となる潜在家庭類型; A、B、C、E 対象年齢; 3~5歳

【「提供体制」の確保策】

- ・現況の4か所の幼稚園で、在園児を対象とした一時預かり事業を継続して実施します。

一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

(単位:1年間当たりの人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6,576人日	6,449人日	6,211人日	6,045人日	5,878人日
提供体制計	6,576人日	6,449人日	6,211人日	6,045人日	5,878人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	6,560人日	6,434人日	6,197人日	6,031人日	5,865人日
ファミリー・サポート・センター事業(病児対応型を除く)	16人日	15人日	14人日	14人日	13人日
トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

一時預かり事業の量の見込み(ニーズ量)……上表の 以外

対象となる潜在家庭類型; 全ての家庭類型 対象年齢; 0~5歳

【「提供体制」の確保策】

- ・一時預かり事業(在園児対象型を除く)とファミリー・サポート・センター事業(病児対応型を除く)により、一時預かり事業を継続して実施します。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。

ニーズ調査などにより把握した事業の利用実績や利用希望を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市（こども未来課）

病後児保育事業は、ファミリー・サポート・センター事業で対応しています。

病児保育事業は、医療機関において対応できないかを協議しています。

計画期間内における目標事業量

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

（単位：1年間当たりの人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	244人日	242人日	231人日	225人日	218人日
提供体制 計	244人日	242人日	231人日	225人日	218人日
病児保育事業	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
ファミリー・サポート・センター事業 （病児対応型）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

病児保育事業（病児・病後児保育事業）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型；A、B、C、E 対象年齢；0～5歳

【「提供体制」の確保策】

- ・病後児対応型は、引き続きファミリー・サポート・センター事業により、実施します。
- ・病児対応型は、引き続き医療機関と協議を行います。

- ・「富良野市子ども・子育て会議」においても、同事業を望む意見が委員から出されていること。
- ・道内では、43市町村（平成26.4.1現在）ですでに導入していること。（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ニーズ調査などにより把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業などの他の事業の可能性も勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み

「次世代育成支援地域行動計画（後期）の計画」時の平成21年度に実施していない事業で平成26年度にも実施目標としていない事業ですが、以下の導入の背景のもと、平成26年度に事業化しました。

ファミリー・サポート・センター導入の背景

- ・ファミリー・サポート・センター事業は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定化された事業であること。
- ・本市の就学前児童保護者を対象としたアンケート調査で13%の方が同事業を望んでいること。
- ・同アンケート調査の自由意見では、同事業を望む意見が多数あったこと

計画期間内における目標事業量

（単位：1週間当たりの人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	高学年	16人日	15人日	14人日	14人日	13人日
提供体制		16人日	15人日	14人日	14人日	13人日

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型；全ての家庭類型（5歳以上）

【「提供体制」の確保策】

- ・継続して事業を実施するとともに、会員相互の交流などを行い、利用しやすい体制を整備します。

(11)妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊娠の届出件数などを勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

現在の取り組み 富良野市（保健医療課）

定期的に行う妊婦健康診査のうち、料金の一部を14回分公費負担しています。

妊婦健康診査状況（受診票の枚数による）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊娠届出数	207人	181人	177人	164人
1回目 妊婦健診受診数	207人	189人	173人	160人
2～14回目 妊婦健診受診数	2,491人	1,975人	2,051人	1,930人
妊婦健診延受診数	2,698人	2,164人	2,224人	2,090人
一人当たり受診回数	13.0回	11.9回	12.6回	12.7回

計画期間内における目標事業量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	妊娠届出数	157人	153人	147人	147人	147人
	延受診数	1,978人	1,928人	1,852人	1,852人	1,852人
提供体制		産科医療機関に委託				

「量の見込み」（延受診数）は、妊婦健診状況をもとに一人当たりの健診回数（平成22年度～25年度の平均）に見込まれる人数を乗じたものから設定しました。

【「提供体制」の確保策】

- ・現況の体制を継続して実施します。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

1) 認定こども園の普及の支援

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受入れる施設であることから、移行を希望する施設に対して、必要な支援を行います。

2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施

教育・保育に係る職員の資質の向上をめざし、幼稚園教諭と保育士の合同研修を開催します。

3) 教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業および保幼少の連携の推進

乳幼児期の発達の連続性や幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の役割に留意しつつ、相互の連携を深めます。

さらに、幼稚園、保育所と小学校などとの連携を推進します。

6. その他の事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設や特定地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談支援などを行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

1) 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携と相談体制の強化

虐待発生予防、早期発見、早期対応などのために富良野市要保護児童対策地域協議会の取組みを強化します。専門性を有する職員の配置や講習会などへの参加などにより、市の体制の強化や資質の向上を図ります。

また、児童相談所をはじめ、道との連携を強化します。

発生予防、早期発見、早期対応など

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導、地域の医療機関などとの連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて、妊娠、出産や育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育訪問事業などの適切な支援につなげます。

また、児童福祉担当部局と母子保健担当部局の連携とともに、医療機関との効果的な情報の提供・共有体制を構築します。

さらに、虐待の発生予防、早期発見などのため、児童委員やNPO、ボランティアなどの民間団体などを積極的に活用します。

社会的養護施策との連携

児童養護施設や児童家庭支援センターと連携するとともに、母子生活支援施設や福祉事務所、児童相談所、婦人相談所などの関係機関と連携し、その積極的な活用と広域利用を推進します。

また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発など、道と連携し、地域の中で社会的養護が行えるよう支援体制を整備します。

2) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

子育て短期支援事業、母子および父子家庭日常生活支援事業、保育および放課後児童健全育成事業の利用に際して配慮するなどの各種の支援を行います。

また、道が策定する「自立促進計画」などに定める子育て・生活支援策や就

業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

3) 障がい児施策の充実など

障がい児施策の充実

障がいの原因を、早期に発見・療育支援していくために、妊婦や乳幼児に対する丁寧な健康診査や学校における健康診断などを推進し、関係機関との連携を図ります。

すみ慣れた地域による在宅支援の充実や、就学相談を含めた教育支援体制の整備など、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を図り、総合的に取り組む体制を構築します。

児童発達支援センターなどによる専門的支援の充実と、発達の段階に応じて、また一人ひとりの個性と能力に応じて丁寧に配慮された支援を推進していきます。

障がい疑われた段階からの継続的・段階的な関わりにより、保護者の気持ちに寄り添った支援を図ります。

発達が気になる子への施策の充実

心身の発達に遅れがあると診断されたり、日常生活の中で何かしらの困難性を持っている子どもについて、その課題に適切に応じながら、個性や可能性を伸ばし、自立して社会参加をするための必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士、療育指導員などの資質や専門性の向上を図ります。

乳幼児期を含め、早期からの発達障害や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校などの関係者が共通理解を深め支援することにより、保護者の不安や孤立を防ぎ、安心した地域生活を送れるよう支援体制を整備します。特定教育・保育施設、特定地域型保育事業や放課後児童健全育成事業において、特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和のための行動指針」に基づき、道や地域の企業、経済団体、労働者団体、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体などと相互に密接に連携・協力しながら、仕事と生活の調和の実現に向けて取り組みます。

2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育や放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置の促進など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

第5章 目標実現のための施策

(次世代育成支援第3期地域行動計画)

「富良野市次世代育成支援地域行動計画（後期）」を引き継ぎ、施策を展開します。基本目標2「基本施策1 子どもや母親の健康の確保」は「富良野市母子保健計画」を、基本目標3「基本施策4 読書プランの推進」は「富良野市読書プラン」を併せ持つ計画です。

基本目標1 地域における子育ての支援

基本施策1 子どもの権利に関する住民の意識の醸成

次代を担う子どもたちの人権を最大限尊重していくことは「児童の権利に関する条約」で示されています。子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進するためには、すべての市民が子どもの権利や子育てに対し、関心を深めることが大切です。

市民の意識啓発を図るとともに、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係機関、企業などが、それぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力するために、意識啓発します。

【推進事業】

(1) 子どもの権利などの普及啓発

富良野市（こども未来課—福祉支援課）、教育委員会（学校教育課）

子どもの権利や子育てに関心を深めるため、引き続き啓発活動や情報提供を行います。

(2) いじめゼロのに向けた取り組み

「富良野市いじめZERO（ゼロ）推進条例」の制定により一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、「いじめのない学校」「いじめのないまちづくり」に取り組みます。

基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭の支援のためには、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実や子育てに関する情報提供、相談・助言などが必要です。

女性の就労は今後ますます高まることが予想されることから、子育てと仕事が両立できるよう、子育てがしやすい就労環境づくりを行います。

通常保育、学童保育センターの継続開設はもとより、さまざまな特別保育事業の実施や充実など、多様で利用しやすい子育て支援サービスの提供や地域における育児不安の解消、子育てに対する支援を行う「子育て支援センター」を充実します。また、放課後の子どもたちの安全・安心な環境づくりを推進します。

【推進事業】

- (1) 一時保育事業の充実 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業:第4章4(8)一時預かり事業を参照)
- (2) 病後児保育事業の実施 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業:第4章4(9)病児保育事業(病児・病後児保育事業)を参照)
- (3) 学童保育センターの充実 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業:第4章4(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を参照)
- (4) 子育て短期支援事業の充実 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業:第4章4(4)子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)を参照)
- (5) 地域子育て支援センターの充実 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業:第4章4(7)地域子育て支援拠点事業を参照)
- (6) つどいの広場の開設 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業、第4章4(7)地域子育て支援拠点事業を参照)
- (7) 保育所広域入所の対応 富良野市(こども未来課)
保護者の就労先が他市町村にあり本市の認可保育所では児童の送迎に無理が生じる場合に、広域入所を行います。

保育所広域入所利用者数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	1人	3人	1人	1人

(8) 認可外私立保育施設への支援 富良野市(こども未来課)

平成25年度に市費補助金要綱を改正し、児童数割の人数加算による補助金を拡大しました。「地域型保育給付」を選択しなかった認可外私立保育所(事業所内保育所を除く)には、市費補助金を継続して交付し、経済的に支援します。

認可外私立保育施設支援施設数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支援施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(9) 放課後子ども教室の実施 教育委員会(社会教育課)

(第4章で対象とした事業：第4章4(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を参照)

基本施策3 保育サービスの充実

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育を補い、子どもが安全で情緒の安定ができる環境のもとで、健全な心身の発達を促すことにあり 多様化した保育ニーズへの対応が求められます。

幼稚園教育は、家庭での生活を基礎とし、家庭では体験できない社会、文化、自然などに触れながら、幼児の自主性に向けた基盤を育成する場であり、幼児期からの個性を尊重したゆとりある教育を充実します。

特別保育事業の充実・拡充に努め、保育所と幼稚園の連携により、子育てに関する情報交換の場を設け、子育て支援に関し総合的に推進します。

公立保育所の充実と効率的な運営を図るために、運営形態の見直しや調査・検討を行います。

【推進事業】

(1) 市立保育所の運営検討 富良野市(こども未来課)

施設の老朽化による保育環境の改善のため、2つある認可保育所を再編統合し、平成27年度に中心市街地に新たな認可保育所を開設します。

保護者のニーズを取り入れ、今後の保育運営のあり方について適宜検討します。へき地保育所運営の今後のあり方についても、検討します。

(2) 乳児保育の受入れ枠拡大 富良野市(こども未来課)

現在、中央保育所では、定員9名の0歳児を受入れています。新たな認可保育所の乳児保育(0歳児)の定員を12名とします。

(3) 障がい児保育の充実 富良野市(こども未来課)

発達に遅れや心配のある子どもに対し、保育所では、加配が必要な児童に対する保育士の配置を行うとともに、私立幼稚園では、障がい児教育事業について検討し、「統合保育」を充実します。

現在の受入可能施設：4幼稚園、5保育所

【平成31年度目標】受入可能施設の割合：100%

(4) 保育時間の延長 富良野市(こども未来課)

(第4章で対象とした事業：第4章4(2)時間外保育事業(延長保育事業)を参照)

(5) 休日保育の実施 富良野市(こども未来課)

(第4章で対象とした事業：第4章4(2)時間外保育事業(延長保育事業)を参照)

(6) 保育所と幼稚園の連携 富良野市(こども未来課)

就学前児童を対象とした「こども発達支援推進協議会」主催の研修会や「特別支援連携協議会」などを通し、保育所と幼稚園が情報共有を行い、連携を図

ります。

(7) 幼稚園の充実 富良野市(こども未来課) 教育委員会(学校教育課)
子ども・子育て支援新制度に基づく「施設型給付」を選択した幼稚園には給
付費を、選択しなかった幼稚園には引き続き幼稚園就園奨励費を補助します。

幼稚園就園奨励費補助金額あるいは対象者

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金額	36,762 千円	39,370 千円	39,393 千円	37,665 千円
対象者	3 6 4 名	3 7 5 名	3 5 5 名	3 3 2 名

(8) 幼稚園預かり保育の充実

富良野市(こども未来課) 教育委員会(学校教育課)

(第4章で対象とした事業: 第4章4(8)一時預かり事業を参照)

基本施策4 子育て支援のネットワークづくり

世代間における育児知識の継承が困難になり、地域社会とのつながりの希薄化など、相談相手もいなく、子育てに対する不安を抱えて一人で悩んでいる母親が増加しています。

こうした親たちが、悩みや相談を気軽にでき、適切な助言を受けることができるように、さまざまな相談員や民生委員児童委員など関係機関の連携により、多様化、複雑化する相談内容に的確に対応します。

相談・支援体制を整備・充実し、子育てサークルの活性化や子育て支援サービス情報の一元管理など、市民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て支援ができるよう意識啓発します。

【推進事業】

(1) 相談体制の充実と関係機関の連携 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業：第4章4(1)利用者支援に関する事業(利用者支援)を参照)

(2) 子育てサークルの活性化 富良野市(こども未来課)
(第4章で対象とした事業：第4章4(7)地域子育て支援拠点事業を参照)

(3) 子育て情報の提供 富良野市(こども未来課)
各種の子育て支援サービス情報をまとめた「子育てガイドマップ」や「子育てガイドブック」の作成・配布のほか、ホームページによる読みやすい情報を提供します。

子育てガイドブック：年1回改訂、子育てガイドマップ：年1回改訂

(4) 子育てに関する意識啓発
富良野市(こども未来課)、教育委員会(社会教育課)
市民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て支援ができるよう、講演会や研修会などを開催し、子育てに関する意識を啓発します。

基本施策 5 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があります。

子どもたちが年齢の異なる友達との交流を含め、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末などの居場所づくりと地域ぐるみで青少年の健全育成が必要です。

子どもが豊かな心や健康な身体づくりを育むために、優れた文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を提供します。

本市は「青少年健全育成都市宣言」のまちであり児童の健全育成を図るため、児童館、公民館、学校などの社会資源や社会教育団体、主任児童委員、民生委員児童委員、地域などが連携して取り組みます。

青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動などの推進による多様な体験活動の機会の提供、子ども同士や高齢者とのふれあい、ボランティア活動などを通して子どもが健康で豊かな人間性を育めるよう、地域における健全育成活動を推進します。

【推進事業】

(1) 児童館活動の充実 富良野市(こども未来課)

緑町児童館の狭隘、老朽化のため平成24年度に緑町児童センターとして改築しました。異年齢集団での遊びを通して児童の交流を深める場として、利用しやすく楽しめるような児童館活動を充実します。

児童館の延利用者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用者数	44,066 人	46,375 人	49,229 人	52,243 人

【平成31年度目標】児童館か所数：5 か所

(2) 少年団体の活動の支援 教育委員会(社会教育課)

スポーツ少年団育成や子ども会活動への支援を行っています。子どもが地域の一員としての自覚や社会性を身につけるため、子ども会などの各種少年団体や地域活動への参加を奨励し、家庭、学校などでは得がたい体験学習を実践するとともに、少年団体活動の活性化を支援します。

少年団員数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
少年団員数	1,019 人	972 人	882 人	876 人

(3) 文化・スポーツ活動の推進 教育委員会(社会教育課)

ふらの演劇祭や子ども芸術鑑賞教室、かるた教室を開催しています。スポーツ活動については、NPO法人ふらの体育協会や地域スポーツ団体などへの支

援を行っています。

異年齢児などとの交流や郷土の伝統文化などの伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団などの子どもたちの継続的なスポーツ交流活動などの活発化を推進します。

(4) 非行防止活動の推進 教育委員会(社会教育課)

子どもの非行防止のため、富良野市生徒指導連絡協議会、富良野市青少年補導センター補導員、警察、学校、地域社会や関係機関・団体などと連携して街頭補導や非行防止活動を実施し、共通の理解と認識のもと、いじめや非行などの問題行動の未然防止や解決に努めます。

(5) 地域における青少年健全育成の推進 教育委員会(社会教育課)

有害図書回収白ポストを1か所設置のほか、社会を明るくする運動、青少年健全育成道民総ぐるみ運動、子ども110番の家(平成26年12月現在:129個人、80事業所)などを実施しています。

地域ぐるみで青少年を心身ともに健全に育てる意識や地域における教育力を高めるとともに、関係機関・団体との情報交換、連携強化を図り、青少年の健全育成活動を充実します。

基本施策 6 経済的負担の軽減

子育て中の家庭が期待する子育て支援策として、医療費や保育所・幼稚園にかかる費用負担の軽減が求められています。

子育て家庭への経済的支援のため、児童手当、乳幼児等医療費の助成、保育所利用料の軽減、幼稚園就園奨励費補助をはじめとして各種の制度を実施します。今後も子育て家庭への経済的支援を実施するとともに、国や北海道に制度の改善を要望します。

【推進事業】

(1) 保育料などの経済的負担の軽減

富良野市（こども未来課）、教育委員会（学校教育課）

平成22年8月から認可保育所の保育料を認定階層ごとに10～12%削減しました。認可保育所の保育料は、低所得者層やひとり親家庭などの負担を軽減します。また、幼稚園就園奨励費補助事業を継続します。

(2) 児童手当の支給 富良野市（保健医療課）

子ども手当は、平成24年度から児童手当として支給しています。次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校3年生到達後最初の3月31日までの間にある子どもを育てる養育者に子ども手当を支給します。

児童手当の延支給件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延支給件数	26,479 件	31,202 件	30,165 件	29,576 件

(3) 乳幼児医療費助成 富良野市（保健医療課）

就学前の乳幼児の入院・通院、小学生の入院に対し疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。

乳幼児医療費助成延支給件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延支給件数	22,033 件	21,376 件	20,671 件	17,381 件

(4) 助産施設における授産の支援 富良野市（こども未来課）

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対してもする入所・助産を支援します。

(5) 就学援助 教育委員会（学校教育課）

「学校教育法」第2519条に基づき、義務教育である小学校や中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助をします。

基本目標 2 母性と乳幼児などの健康の確保と増進

基本施策 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期から出産、新生児期、乳幼児期を通じて、母子の健康の保持増進が大切です。育児に不安や負担を感じ、そこから児童虐待が発生することも少なくありません。母子の健康が確保されること、また育児不安の解消や虐待予防の視点をもった各種健診や相談事業などを実施します。

【推進事業】

(1) 母子手帳の交付・妊婦健康相談 富良野市（保健医療課）

妊娠届出のあった妊婦に母子手帳を交付するとともに、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産に臨むことができるように保健指導を行います。

妊娠11週までの届出割合

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
届出割合	94%	96%	93%	97%

国のベースライン（平成24年度）90.8%

(2) 妊婦健康診査 富良野市（保健医療課）

（第4章で対象とした事業：第3章4(11)妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）を参照）

(3) 新生児・未熟児訪問および産婦訪問 富良野市（保健医療課）

（第4章で対象とした事業：第4章4(5)乳児家庭全戸訪問事業を参照）

(4) 新米ママ交流会の開催 富良野市（保健医療課）

第一子とその母を対象に、「新米ママ交流会」を開催し、母同士の交流や離乳食の調理実習などの機会を提供します。母親が、子どもの成長発達に見通しを持ち、安心して育児をすることができるように支援します。

(5) 乳幼児健康診査 富良野市（保健医療課）

4ヵ月児、7ヵ月児、1歳6ヵ月児、3歳児健康診査を実施し、疾病や発達の遅れの早期発見とともに、育児相談を行い育児不安の軽減に努めます。

乳幼児健診受診率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 か月児健診	97.9%	98.1%	100.0%	99.4%
7 か月児健診	97.7%	96.4%	99.4%	99.0%
1 歳 6 か月児健診	98.2%	97.7%	99.5%	98.8%
3 歳児健診	98.0%	98.8%	98.7%	99.1%

国のベースライン（平成23年度）：4 か月95.4%、1 歳 6 か月94.4% 3 歳91.9%

乳幼児健診未受診児支援割合

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
未受診児数	13人	18人	3人	6人
支援実施児数	13人	17人	3人	4人
支援割合	100.0%	94.4%	100.0%	66.6%

（ 6 ）乳幼児健康相談 富良野市（保健医療課）

保健センター健康相談室において、1 歳児・2 歳児を対象にした健康相談を実施します。随時個別の健康相談のほか、電話による相談も実施します。

乳幼児相談件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	419件	406件	368件	429件

（ 7 ）要支援児支援 富良野市（保健医療課）

発育・発達などに心配のある子どもや育児支援が必要と思われる親子への支援を行う「あそびの教室」を開催します。

療育支援機関や医療機関と連携し、支援します。

あそびの教室参加人数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ参加人数	192人	192人	129人	150人

（ 8 ）むし歯予防対策

富良野市（保健医療課・こども未来課）、教育委員会（学校教育課）

1 歳 6 ヶ月児、3 歳児健康診査において、歯科健診を実施し、むし歯の早期発見とむし歯の予防を啓発します。

平成24年度から、永久歯のむし歯予防を目的に、保育所・幼稚園（年長児）と小中学校（全学年）でフッ化物洗口を実施しています。

3 歳児健診う歯罹患率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
う歯罹患率	20%	20%	25%	17%

国のベースライン（平成 24 年度）：19%

基本施策 2 食育の推進

食は健康の源であり食育は最善の予防医学です。特に乳幼児期からの食習慣が重要です。自分の健康を自ら守り健やかな食生活を送る能力を育てるため、食育の観点に立った健康づくりを推進します。

【推進事業】

(1) 妊婦栄養相談 富良野市（保健医療課）

妊娠期から健康な食生活についての理解を深め、適正な体重増加を維持し、適正な体重の子どもを出産できるように栄養相談を行います。

母子手帳交付時の相談のほか、妊娠中期から後期にかけて管理栄養士による栄養相談を実施します。

栄養相談者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談者数	214人	192人	178人	191人

(2) 乳幼児健康教育 富良野市（保健医療課）

新米ママ交流会において、管理栄養士による健康教育を行うとともに、健康教育の依頼に対応します。

健康教育実施回数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	12回	11回	4回	3回

(3) 乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談 富良野市（保健医療課）

健康診査・健康相談時に管理栄養士による相談を実施します。

栄養相談件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	732件	772件	718件	694件

(4) 幼児への食育 富良野市（こども未来課）、教育委員会（学校教育課）

保育所・幼稚園において食事を通し、食の大切さや楽しさを体験できる機会を充実します。

(5) 小中学生への食育 教育委員会（学校教育課）

給食活動などを通して、栄養と食生活について学習する機会を充実し、「早寝、早起き、朝ごはん、みんなそろって晩ごはん」運動を推進します。

栄養教諭 2 名（富良野学校給食センター）による、小中学校における食に関する指導を推進します。

食育指導校数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指導校数	5校	109校	98校	8校

基本施策3 思春期保健対策の充実

喫煙・飲酒・薬物が青少年の身近な問題となり、それらの害から自身を守る力を育てることが必要です。

性行動の低年齢化により、中高生の望まぬ妊娠、中絶、性感染症が増加しています。生命の尊さや自分を大切にする姿勢など学齢期から考える機会を充実します。

【推進事業】

(1) 健康・性に関する知識の啓発 富良野市(保健医療課)・教育委員会(学校教育課)

学校と保健分野で現状の問題について共通認識を深め、思春期保健を充実するとともに、学童期から生命の尊さを認識し、自尊感情を高めることで、自身の健康管理能力、性の自己選択能力の向上を図ります。

喫煙・飲酒・薬物への啓発：

市内小中学校全校で実施 対象：小学校6年生、中学校3年生

性教育：市内小中学校全校で実施 対象：小学校4年生、中学校1年生

基本施策 4 小児医療の充実

子どもの健康を守り、安心して子育てができるように、小児医療の確保・充実や感染症の予防を推進します。

【推進事業】

(1) 小児医療の充実 富良野市（保健医療課）

現状の医療体制を引き続き維持確保します。

小児医療の状況：

小児科専門医療機関 2 か所、小児科医 4 人、小児救急対応医療機関 1 か所

(2) 感染症の予防 富良野市（保健医療課）

感染症の蔓延予防のため、法で定められた予防接種を実施するとともに、適切な時期に接種を受けられるよう、各保健事業を通じて働きかけます。

生後 1 歳までの B C G 接種率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
接種率	99%	100%	93%	100%

国のベースライン（平成 25 年度）：98.5%

1 歳 6 ヶ月児麻疹予防接種率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
接種率	93%	96%	94%	92%

国のベースライン（平成 25 年度）：87.1%

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

基本施策1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育、広報、啓発について、各分野が連携した取り組みが必要です。

家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女がその希望を実現できるよう、地域社会の環境を整備します。

家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野で男女が共同責任でともに支え合う男女共同参画社会を形成します。

【推進事業】

(1) 社会全体での子育て支援

富良野市（企画振興課、市民環境課、こども未来課）

少子化問題についての意識啓発や情報提供、講座・研修会などの開催を通じ、子育てに関する知識の習得を促進し、少子化問題についての理解を深めるとともに、子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する気運を醸成します。

(2) 男女共同参画による子育ての推進

富良野市（市民環境課、こども未来課）、教育委員会（社会教育課）

男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、仕事と家事や子育てを両立し、いき

いきと子どもを育む親の意識醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育などを通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図ります。また、男女共同参画に関する講演会を開催するなど、多様な学習機会を提供します。

(3) 小中高生に対する乳幼児とのふれあい機会の拡充

富良野市（こども未来課）、教育委員会（学校教育課）

保育所や幼稚園での高校生によるインターンシップ、中学生による職業体験活動や高校生のボランティア活動、保育所と小中学校合同の運動会を開催します。

小中高生などが、子どもを生き育てることの意識を理解し、いのちや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館などの場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

基本施策2 学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、活気あふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きることができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばすことが必要です。子どもたちが生きる力を身につけ、夢と希望を持てるような教育を推進するためには、子どもたちが自ら学び自ら考える力の育成や学力の向上を図るとともに、他人を思いやる心、命を大切に作る心、正義感や公正を重んずる心、自己実現をめざした「生きる力」などを育むことが大切です。このため家庭、地域、学校の教育力を結集し、学校教育と社会教育が共同で事業に取り組む学社融合推進事業や学校支援ボランティアによる活動の充実を図ります。

不登校児のために適応指導教室を開設し、一人ひとりを大切に活動を通して、子どもの心情や悩みを受け止め、「焦らず、諦めず」を基本に学校への復帰や社会的な自立へ向けて歩み出せるよう支援します。

【推進事業】

(1) 学社融合推進事業の充実 教育委員会(社会教育課)

家庭、学校、地域と社会教育関係機関・団体との連携及び学校支援ボランティアの協力により、さまざまな学習機会の提供による総合的な教育を市内の小中学校で実施します。

学社融合推進事業実施事業数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施事業数	185事業	171事業	179事業	136事業

(2) 適応指導教室の充実 教育委員会(学校教育課)

不登校やその傾向にある児童生徒に対し、保護者、学校、各関係機関と連携を図り、学校への復帰や基本的生活習慣の改善、豊かな情操や社会性の育成のために、相談、学習支援、学校と保護者との連絡調整、指導を行うために「富良野市適応指導教室」(愛称：まいくらす)を設置しています。不登校やその傾向にある子どもの心情や悩みを受け止め、保護者、スクールカウンセラー、学校、各関係機関が連携を図り、学校への復帰や社会的な自立に向けた相談・学習支援を行い、社会参加に向けて歩みだせるよう支援します。

(3) 道徳教育の充実 教育委員会(学校教育課、社会教育課)

思いやりの心や倫理観など豊かな心の育成のため、各学校では道徳の時間を要としながら心に響く道徳教育や演劇祭をはじめ学校教育生活全体での道徳的実践の指導を行います。本市ゆかりの外部講師を迎え、児童生徒の発達段階に応じた道徳教育を実施します。

基本施策 3 家庭や地域の教育力の向上

近年、核家族化、少子化、物質的豊かさなど、著しい社会状況の変化の中で、親の家庭教育に関する考え方も変化し、放任や過保護・過干渉、モラルの低下など、家庭、地域の教育力が低下しています。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭、地域の連携により、家庭や地域における教育力を総合的に高める必要があります。

家庭教育に関する情報提供や関係機関の連携による相談体制を整備します。また、自然体験や遊びなどを通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を充実します。

【推進事業】

(1) 家庭教育の充実 教育委員会(社会教育課)

家庭の教育力を高める学習機会の拡充と家庭教育に関する情報の提供のために、家庭教育セミナーや家庭教育講演会を開催します。関係機関・団体との連携により学習機会を充実します。

家庭教育に関する講演会などの参加人数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加人数	501 530 人	355人	248 355 人	974 946 人

(2) 家庭教育に関する相談体制の充実 富良野市(こども未来課)

家庭、学校、地域や関係機関などと連携し、青少年の健康、しつけ、問題行動、学習などの家庭の悩みに関する相談体制として、「家庭児童相談室」を設置し、相談を実施します。

(3) 家庭教育ハンドブックの配布 教育委員会(社会教育課)

家庭での教育やしつけに関して、それぞれの家庭で考え、実践するためのヒントになるようハンドブック(乳幼児編、小学校低学年編、小学校高学年・中学校編)を作成し、毎年対象児に配布します。

基本施策 4 子どもの読書推進プラン 教育委員会（図書館）

富良野市のすべての子どもたちが、いつでもどこでも読書活動ができるよう、家庭、地域、学校、行政の連携により、積極的に環境を整備します。

【推進事業】

（１）家庭における読書活動の推進

乳幼児期から本に出会う機会を創出するため、平成23年4月から、乳幼児7か月健診時にブックスタート事業を実施し、関係機関やボランティアと連携して、絵本2冊とおすすめ絵本リストなどの配布や読み聞かせアドバイスなどを行い、その後のフォロー活動として、市立図書館で定期的に「おはなし会」を実施しています。

また、外部講師による乳幼児と母親向けのおはなし会の開催など、読み聞かせボランティアの技術向上に取り組んでいます。

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されることから、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者による家庭での読書活動の習慣化に向けて、関係機関やボランティアと連携し、積極的に取り組みます。

家庭で絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書館に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけづくりを行います。

乳幼児期から読書に親しむ習慣を身につける上で効果的な、ブックスタート事業などを充実します。

市立図書館には、子どもが乳幼児期から親子で多くの本に親しむ場、友達とのコミュニケーションの場となる機能を有しているため、読書の楽しさを味わうことのできるよう、工夫した活動を行います。

ブックスタートアンケート「家庭での読み聞かせをする」割合

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 31 年度 目標
割合	97.8%	96.2%	100.0%

（２）地域・図書館における読書活動の推進

幼児期において、保育所・幼稚園は家庭とともに人間形成の重要な場であり、生涯の中で最も知的好奇心が高く、想像力・思考力・語彙力などを広げ、豊かな感性を育むには最適な時期です。そのため、市立図書館と保育所・幼稚園などが連携し、読書推進ボランティアなどの協力のもとで「読み聞かせ」、「おはなし会」を開催しています。

また、読書推進ボランティアの発掘、育成、体制づくりのため、毎年ボランティア研修会を開催するとともに、平成24年度からボランティア登録制度を創設しました。さらに「こどもの図書館まつり」をボランティア団体と共同で開催し、こどもの読書活動の推進と図書館利用の促進に取り組んできました。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像をめぐらせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。

そのため、引き続き読書推進ボランティアなどの協力のもとで、読書への興味や関心を広げる活動に取り組みます。

保育所や幼稚園と連携して、読書活動を推進します。

保護者に情報提供するなど、子どもが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けることができるよう読書活動の意識を啓発します。

読書推進ボランティア団体などに、研修の機会や活動の場を提供するなど、支援します。

保育所・幼稚園の保護者へのアンケート「市立図書館を月に1回以上利用する」割合

	平成 26 年度	平成 31 年度 目標
割合	59.7%	80.0%

(3) 学校における読書活動の推進

児童生徒の学習意欲や関心、思考力や想像力・判断力を高め、表現力や行動力を豊かにするとともに、「学習指導要領」が目指す教育を推進するために、読書活動の推進は極めて重要です。このため、市内すべての小中学校で朝の一斉読書を行っており、読書意欲の向上や落ち着いて授業にのぞむ雰囲気づくりに効果をあげています。

また、国語科や調べ学習における利活用、図書委員や児童会活動を通じた読書活動の工夫、図書だよりや通信を発行して家庭における読書活動を呼びかけるなど、さまざまな取り組みを行っています。

市立図書館との連携においては、団体貸出、ブックトラックによる図書の巡回、学校サポートブックによる一括貸出、読書推進イベントであるブックフェスティバルの実施、学校図書館運営相談事業などを利活用しています。また、小学校では、保護者や読み聞かせボランティアと連携して読書活動の推進に取り組んでいます。

小学生期における読み聞かせやさまざまなジャンルの本との出会いは、読書への興味、関心を広げるものであり、中学生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えます。学校などにおける読書活動は、子どもが読書習慣を身につける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基礎を形成する上で重要な役割を担っています。そのため、計画的・継続的な読書活動を推進します。

各教科などの授業において、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実します。

各教科や総合的な学習の時間、特別活動などを通して、読書の幅が広がるよ

うな指導を工夫します。

市立図書館や学校支援ボランティア、保護者などとの連携により、読書環境を整備します。

児童生徒への読書についてのアンケート「読書は好き・どちらかといえば好き」の割合

	平成 26 年度	平成 31 年度 目標
割合	87.3%	100.0%

基本施策5 環境に配慮した取組み

利便性を求めた日常生活や事業活動により環境破壊や地球温暖化が地球的規模にまで広がり、次世代まで及ぶような深刻な状況になっています。子どもたちが安全で安心して暮らせるまちをつくり、本市の豊かな自然環境を残すために、一人ひとりの環境に配慮した活動が必要です。

自然との共生や本市の自然の現状を理解することで、富良野の大自然を財産として、次代へ引き継ぐ必要性を考えることができる子どもたちを育むために、環境教育や環境学習を通じてその環境意識を高め、環境保全活動を推進します。

【推進事業】

(1) 地球温暖化防止に向けた取組み

富良野市（市民環境課）、教育委員会（学校教育課）

地球温暖化防止に向けて、エネルギー消費の見直しのための再生可能エネルギーの普及促進やごみの減量化、植樹などの取組みを推進します。

ネイチャーコンクールやリサイクルフェア、小中学校や町内会への出前講座などを通して各種体験講座や環境に関する情報を提供します。

(2) 富良野の自然環境を伝える取組み

教育委員会（生涯学習センター、学校教育課）

本市の豊かな自然環境を次代に継承していくために、市内小学校の総合的な学習などにおける自然体験学習や「富良野の自然に親しむ集い」などの自然観察会を通して、身近な自然に触れる中で自然環境について理解を深める取組みを推進します。

基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策 1 子育てに配慮した居住環境の整備

子どもを安心して育て、ゆとりのある快適な生活を送ることができるよう、子育てに配慮したまちづくりを推進します。

【推進事業】

(1) 身近な遊び場・公園の整備 富良野市(都市施設課)

平成23年度に東雲公園の整備、平成25年度に朝日ヶ丘総合都市公園に大型コンビネーション遊具を設置しました。

子どもたちの安全な遊び場として遊具などの整備充実に取り組むとともに、地域住民の協力を得ながら公園を適正に維持管理します。

(2) 子育てに配慮した施設の整備 富良野市(こども未来課)

公共施設などの整備に際し、乳幼児を連れて利用する人への配慮として、子どもが利用しやすいトイレや授乳、オムツ替えができる赤ちゃんの駅事業を実施します。

赤ちゃんの駅登録事業所数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録事業所数	18事業所	23事業所	23事業所	22事業所

(3) 「子育てガイドマップ」の発行 富良野市(こども未来課)

平成23年度に「改訂版子育てガイドマップ」を発行しました。定期的に内容を改訂し、子育て世帯が親子で気軽に外出できる情報を提供します。

基本施策2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、警察、保育所、幼稚園、学校、民間団体などとの連携・協力体制を強化し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

【推進事業】

(1) 交通安全教育の推進 富良野市(市民環境課)

交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を推進します。

(2) 子どもが安心して通行できる道路の整備

富良野市(市民環境課、都市施設課)、教育委員会(学校教育課)

子どもが安心して通行できる道路空間を確保するため、通学路の交通安全対策や歩きやすい歩道の整備、雪対策を充実などのバリアフリー化整備工事を実施します。

(3) 交通安全意識の啓発 富良野市(市民環境課)

子どもを交通事故から守るため、家庭、学校、地域などの関係機関が連携し、交通安全推進員などによる交通安全教室や富良野市交通防犯運動安全市民大会の開催などにより、交通安全意識を高めます。

(4) チャイルドシート使用の啓発 富良野市(市民環境課)

チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法の啓発用パンフレットを配布するなど、情報提供を行います。

シートベルト着用率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
着用率	98%	99%	99%	99%

基本施策3 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪などの被害から守るために、学校、保育所、幼稚園、地域、関係機関・団体などの連携による地域ぐるみの取り組みが必要です。

「子ども110番の家」など、学校、地域関係機関などと連携し、地域ぐるみで地域や学校などにおける子どもの安全を守る取組みを推進します。

【推進事業】

(1) 子どもを犯罪の被害から守る取組み

富良野市（市民環境課）、教育委員会（学校教育課）

住民の自主防犯活動を促進し、犯罪や不審者などに関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故などの被害から守るため、学校における「まちcomiメール」の活用や関係機関・団体との情報交換を行います。保育所・幼稚園・小学校で、防犯教室、防犯訓練を実施します。

(2) 防犯ボランティア活動の支援

富良野市（市民環境課）、教育委員会（社会教育課）

子どもが犯罪などにあつたときの緊急避難場所である「子ども110番の家」や各町内会へ防犯旗等の配布、地域での子どもに対する犯罪の発生状況などの情報提供を行うなどにより、防犯ボランティア活動を支援します。

自主防犯活動グループによる青色回転灯を搭載したパトロール車による見回りを実施します。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）

基本施策 1 仕事と子育ての両立の推進

産業構造の変化による女性の社会進出の増大や自己実現意識の高まり、経済的理由などから共働き家庭が増加している中で、子育てと仕事の両立や家族のふれあいのために、労働時間の短縮などゆとりのある労働環境づくりが必要です。

国などの関係機関との連携、企業や職場の理解と協力のもとに、育児休業制度や労働時間の短縮の普及・啓発、出産や育児などで退職した女性の再就職への支援の推進、子育てをしながら安心して働くことができる雇用環境を整備するとともに、これらの実現に向けて普及啓発します。

【推進事業】

（１）育児・介護休業制度の普及 富良野市（商工観光課）

事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して周知・促進します。

（２）労働時間短縮の啓発 富良野市（商工観光課）

ゆとりのある生活の中で子育てができるように、関係機関との連携により労働時間短縮などの導入について普及・啓発します。

（３）女性の再就職への支援 富良野市（こども未来課）

出産や育児などにより退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携して就業の相談や情報を提供します。

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。

自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金支給件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自立支援教育訓練給付金	1件	1件		1件
高等職業訓練促進給付金	1件			

（４）求人情報の提供 富良野市（商工観光課）

ハローワークホームページの利用を案内します。また、毎月 2 回、求人情報紙を提供します。

情報提供

・ふらの就職応援フェア（年 2 回）実施

・これにあわせ、女性の再就職のためのセミナーも実施しています。

基本目標 6 社会的支援を必要とする児童へのきめ細かな対応の推進

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化、複雑化しています。すべての児童の健全な育成を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が重要です。総合的な支援体制として福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関による協力体制が必要です。

児童虐待の早期発見のために、乳幼児健診などの活用や要保護児童に関する通告義務などについて啓発するとともに、適切かつ早期に対応するための児童虐待防止ネットワークを充実します。

【推進事業】

(1) 「富良野市要保護児童対策地域協議会」の充実

富良野市（こども未来課）

（第4章で対象とした事業：第4章4（6）養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業を参照）

(2) 相談体制の充実

富良野市（こども未来課）、教育委員会（学校教育課）

（第4章で対象とした事業：第4章4（6）養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業を参照）

基本施策2 発達に遅れや心配のある子どもへの支援

心身の発達に遅れや心配のある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じて一貫した相談・支援体制の確立が必要です。

福祉、医療、保育所、幼稚園、学校などの連携を強化し、療育システムを構築します。

就学期前の子ども達に対し、児童発達支援施設と連携を深め、身体や知的発達の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する療育支援事業を推進します。

学校教育においては、対象児童やその保護者が不安なく学校生活を送ることができるよう特別支援教室支援員を配置するとともに、教育委員会・学校と連携し、幼児期から学校教育（高校）終了後までの相談や支援体制を整備・充実します。

【推進事業】

（1）児童発達支援事業の推進 富良野市（こども未来課）

就学前児童を対象とした児童発達支援通所施設は、「富良野市こども通園センター」の他に、平成25年度から「児童発達支援センターすくすく」が設置され、2ヶ所となりました。

心身の発達の遅れや心配のある児童に対し、その子の課題に沿った療育内容の提供や保護者の不安や悩みなどの相談に丁寧に対応し支援していきます。早期療育を促すために、利用者負担の一部を助成するなど経済的な支援を継続して支援します。

（2）療育相談支援体制の充実 富良野市（こども未来課）

平成24年度から改正となった、児童福祉法による障害児福祉サービスの利用に関し、各関係機関が情報の共有と連携を図る軸となるべき相談支援体制が整備されました。相談支援専門員は保護者の「気づき」の段階から丁寧に配慮された発達相談支援を行い、関係者をつなぐことによる継続的・総合的なつながり支援を担うよう位置づけられています。相談内容の多様化・複雑化に対応するため、保健師、相談員、療育支援員とともに資質向上を図り、「サージス担当者会議」を通じて各関係機関との連携を強化し、一貫性のある療育相談・支援体制の充実を図ります。

（3）障がい児保育の充実（再掲） 富良野市（こども未来課）

発達に遅れや心配のある子どもの発達や集団での適応性を促進するため、保育所、幼稚園での「障がい児保育」を充実します。

（4）学童保育センターにおける障がい児受入れ体制の充実

富良野市（こども未来課）

平成25年度から、就学後の児童に対して、「放課後デイサービスのびのび」が設置されました。放課後や学校の休校日に生活能力や社会との交流促進を向上するために療育支援を提供します。

また、保護者が就労等で障がいのある児童を養育できない家庭に対し、安心して就労できるよう、また、児童の健全育成を図るため、学童保育所において障がい児の受け入れ態勢を整備・充実します。

(5) 「富良野地区子ども発達支援推進協議会」の充実

富良野市(こども未来課)

早期療育を関係機関との密接な連携を図りながら、総合的かつ効果的に推進するために、「富良野地区子ども発達支援推進協議会」を充実します。

(6) 乳幼児期からの継続的な相談・支援体制の充実

富良野市(こども未来課、保健医療課)

乳幼児から社会人まで、各関係機関が一貫した支援と情報の共有ができるように、平成24年度から「すくらむふらの」を保護者に配布しています。

乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援の経過がわかる内容が記載されていることで、関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図ることができています。今後も継続していきます。

「すくらむふらの」：子どもの成長記録ファイル

(7) 特別児童扶養手当の支給 富良野市(福祉支援課)

精神や身体に一定程度の障がいを持つ20歳未満の子どもの養育者に特別児童扶養手当を支給します。

特別児童扶養手当受給者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	67人	65人	76人	76人

(8) 障がい児福祉手当の支給 富良野市(福祉支援課)

日常生活において常時介護が必要とされる重度障がい児に障がい児福祉手当を支給します。

障がい児福祉手当受給者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	17人	18人	18人	16人

基本施策3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭などの児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた子育てや生活支援、就業支援や経済的支援などの総合的な対策が必要です。

ひとり親家庭などの日常生活支援事業や保育所入所に際しての配慮などの各種の支援を実施します。

また、ひとり親家庭などに対する相談体制の充実や施策・取組みについて情報を提供します。

【推進事業】

(1) ひとり親家庭等奉仕員派遣事業の充実 富良野市(こども未来課)

ひとり親家庭が、疾病などにより一時的に生活援助が必要な場合に、その生活の支援者を派遣するひとり親等奉仕員派遣事業を充実します。

ひとり親家庭等奉仕員派遣日数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
派遣日数	9日間		1日間	

(2) 児童扶養手当の支給 富良野市(こども未来課)

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童福祉を増進することを目的として、児童を監護する母や養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで児童扶養手当を支給します。

児童扶養手当支給件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支給件数	210件	204件	209件	210件

(3) ひとり親家庭等医療費助成 富良野市(保健医療課)

ひとり親家庭などの母や父、子に対し、保健の向上と福祉の保持や増進のために、ひとり親家庭等医療費助成制度により、医療費の一部を助成します。

ひとり親家庭等医療費助成件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成件数	3,970件	4,093件	3,953件	3,909件

(4) ひとり親への相談体制 富良野市(こども未来課)

ひとり親家庭に対して、自立支援員1名を配置し、くらしや子どものことなどの日常生活全般に係る悩みなどの相談業務を行います。

ひとり親への相談件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	1,138件	1,186件	1,200件	1,263件

基本施策 4 児童養護施設への支援

保護者の健康上や家庭での生活が困難な児童を養育する児童養護施設「富良野国の子寮」の老朽化、耐震化に係わる施設整備（平成23年度改築）を支援します。

【推進事業】

（1）児童養護施設「富良野国の子寮」への支援

富良野市（こども未来課）

老朽化している「富良野国の子寮」の建替え（改築）支援のために助成します。

富良野市では、ショートステイ事業を「富良野国の子寮」に委託しています。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

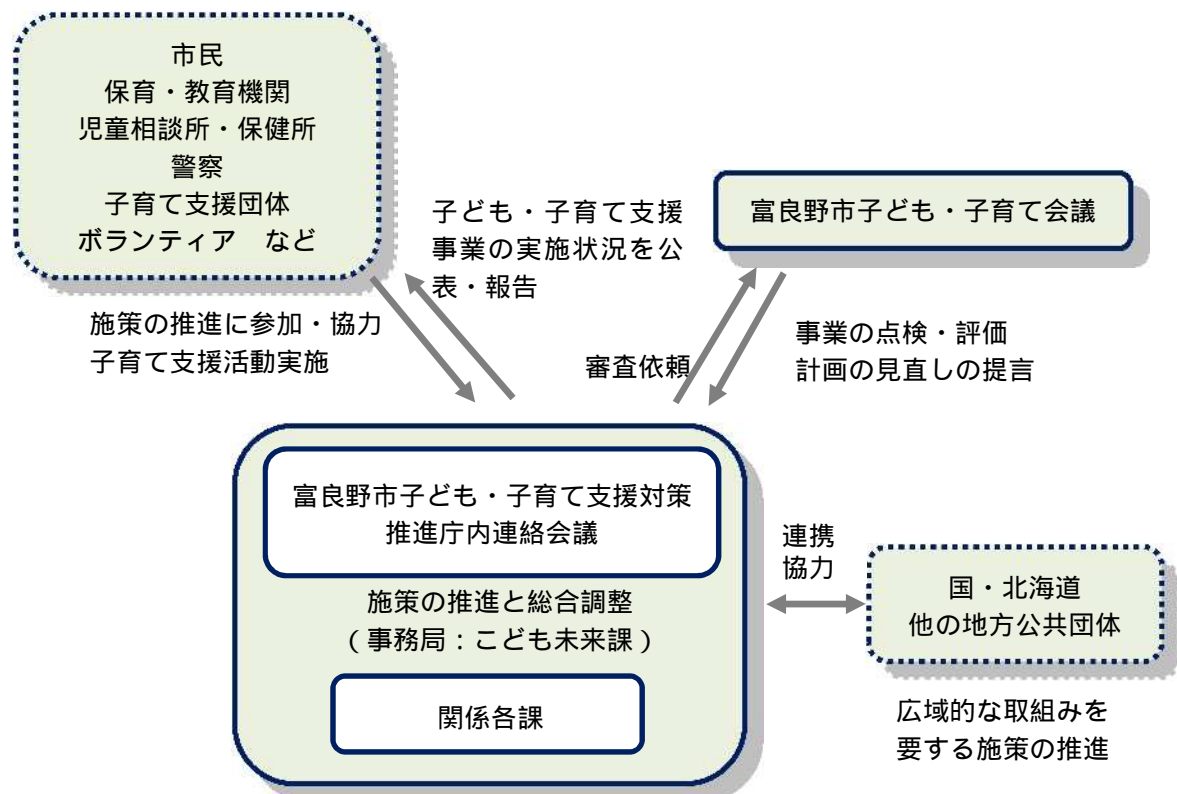
本計画を着実に推進するために、市、市民、保育所・幼稚園・小中学校などの保育・教育機関のほか、児童相談所、保健所、警察や地域の子育て支援団体、ボランティアなどが、次代を担う子どもやその親たちを支援するための役割を認識し、それぞれ連携・協力して、子ども・子育て支援の施策や事業、活動を実施します。

市は、子ども・子育て支援に対し総合的かつ計画的に推進するために、庁内に設置した「富良野市子ども・子育て支援対策推進庁内連絡会議（事務局：こども未来課）」において、関連事業の調整など、全庁的な合意形成を図りながら、計画を推進します。

また、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「富良野市子ども・子育て会議」において事業の点検・評価や計画の見直しを行います。

広域的な課題については、国・道・他の地方公共団体と連携し、子ども・子育て施策を推進します。

特に、健全な子ども・子育て環境を整備するには、子どもやその親たちが暮らす地域の市民の力と協力が不可欠なことから、市民との協働を深めます。



2. 計画の進行管理

本計画に掲載した施策・事業の進捗状況だけでなく、効果、効率性、手法などを毎年度、点検・評価することにより進行管理します。

施策・事業の点検・評価は、「富良野市子ども・子育て支援対策推進庁内連絡会議（事務局：こども未来課）」のもとに行い、「富良野市子ども・子育て会議」に報告するとともに、各年度に「子ども・子育て支援事業の実施状況」をホームページなどにより公表・報告を行い、全庁で計画を推進します。

本計画の進行管理は、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルを確立し、継続的に実施します。

